多賀城政庁復元整備に関する検討報告書

令和８年３月

多賀城政庁復元整備検討会

多賀城政庁復元整備検討会　委員・事務局

1. 委員

	氏名	現職
1	櫻井　一弥	東北学院大学　教授（建築デザイン学）
2	佐藤　雄一	多賀城市　市川後継者クラブ・メンバー
3	髙橋　蔵人	株式会社ミヤックス　代表取締役
4	他力野　淳	バリューマネジメント株式会社　代表取締役
5	藤澤　敦	東北大学総合学術博物館　教授（考古学）
6	松澤　尚史	MIRARTH ホールディングス株式会社
7	山田　桂一郎	JTIC.SWISS　代表

（五十音順。敬称略。）

2. 事務局

	機関・部署名
1	宮城県経済商工観光部観光戦略課
2	宮城県教育庁文化財課
3	多賀城市企画経営部市民文化創造課
4	多賀城市教育委員会事務局文化財課

目　次

1　検討会設置の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）　背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2）　検討会の構成と開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　これまでの多賀城跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（1）　多賀城の歴史的概要と価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（2）　史跡指定と保存管理の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（3）　これまでの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3　政庁復元整備に向けた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（1）　観光及び利活用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（2）　史跡としての本質的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（3）　周辺エリアにおける個別課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4　政庁復元整備の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（1）　復元整備の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（2）　復元整備の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5　多賀城政庁跡の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（1）　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（2）　復元の表現時期と対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（3）　復元整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

6　整備のすすめ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）　今後のスケジュールとプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（2）　復元整備の順序と段階的公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（3）　工法及びコスト・工期の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（4）　復元費用に係る財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（5）　多賀城政庁周辺環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7　活用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（1）　復元建物の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（2）　周辺施設との連携と機能分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（3）　エリア周遊・広域観光の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（4）　他地域の先進事例から得られた知見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

8　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（1）　持続可能な管理運営体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（2）　市民・県民の参画とシビックプライドの醸成・・・・・・・・・・・・・・・ 16

9　まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1　検討会設置の経緯

（1）背景と目的

多賀城は、奈良時代初頭の神亀元年（724 年）に大野東人によって創建された、古代東北における政治・軍事・文化の中心地である。平城宮跡（奈良県）、大宰府跡（福岡県）とともに日本三大史跡の一つに数えられ、古代国家の形成過程を知る上で極めて重要な遺跡である。令和 6 年（2024 年）には、多賀城創建 1300 年という歴史的な節目を迎えた。これを機に、多賀城南門（外郭南門）の復元、各種記念事業やイベントの開催、多賀城碑の国宝指定等もあり、県民・市民の関心が高まった。

しかし、多賀城跡の中枢である「政庁跡」については、現状では基壇等の平面的表示に留まっており、かつての壮大なスケールや歴史的価値を視覚的に理解しにくい状況にある。このため、南門復元に続く史跡整備の柱として、政庁の建物復元に向けた具体的な検討が求められている。

本検討会は、多賀城跡が特別史跡として有する本質的な価値を適切に保存・継承しつつ、その歴史的意義をわかりやすく伝える復元整備の在り方について検討するとともに、政庁周辺を含むエリア全体の魅力向上、さらには仙台・松島・塩竈といった近隣観光地との広域連携による周遊促進について、歴史、建築、観光、地域振興等の専門的知見や民間事業者の視点を取り入れ、多角的に検討を行うことを目的として設置されたものである。

（2）検討会の構成と開催経過

本検討会は、歴史・建築分野の学識経験者、観光・地域振興の専門家、地元関係者など、多様な分野の有識者で構成された。

令和 7 年 9 月に現地視察が行われ、会議は令和 7 年 10 月から令和 8 年 2 月にかけて計 3 回開催された。第 1 回検討会では、多賀城の現状や課題、エリアとして目指すべき姿について議論を行った。第 2 回検討会では、具体的な復元整備の内容やスケジュール、他地域の先進事例（愛媛県大洲市等）を踏まえた管理運営体制について議論を深めた。第 3 回検討会では、これまでの議論の総括に加え、沖縄県首里城跡等の視察報告を踏まえ、復元過程の公開や市民参画のあり方について最終的な意見集約を行った。本報告書は、これらの議論を経て、多賀城政庁復元整備に向けた基本的な考え方と今後の方向性を取りまとめたものである。

2　これまでの多賀城跡

現地視察において、事務局から、多賀城政庁復元整備の検討の前提となる多賀城跡の歴史的価値、史跡指定後の保存管理の経緯、及びこれまでの整備状況について以下の説明があり、議論の背景について理解を深めた。

※四角内は事務局説明の内容

（１）多賀城の歴史的概要と価値

多賀城は、神亀元年（724 年）の創健から、11 世紀前半頃にその役割を終えるまで、奈良・平安時代を通じて、約 300 年間、陸奥国府（東北地方の行政・軍政府）として機能した城柵である。

政庁は多賀城の中枢施設であり、重要な政務や儀式が執り行われた場所である。発掘調査の結果、政庁の建物配置や構造は大きく 4 つの時期（第Ⅰ期～第Ⅳ期）の変遷があったことが明らかになっている。特に第Ⅱ期（762 年～780 年頃）は、藤原朝獦による大改修が行われ、正殿を中心に脇殿や楼などが整然と配置された、最も壮厳な姿を誇った時期である。

また、多賀城は、陸奥国府としての歴史的価値に加え、城内には歌枕「壺碑（つぼのいしぶみ）」として知られる多賀城碑が所在し、松尾芭蕉をはじめとする多くの文人が訪れた「文学の聖地」としての側面も持つ。

（２）史跡指定と保存管理の経緯

多賀城跡は、大正 11 年（1922 年）に国の史跡に指定された。その後、戦後の昭和 35 年（1960 年）より宮城県教育委員会、多賀城町（当時）、河北文化事業団の共催による発掘調査が開始され、その成果を受けて昭和 41 年（1966 年）に特別史跡へと格上げされた。

昭和 44 年（1969 年）には、宮城県が多賀城跡調査研究所を設立し、組織的かつ継続的な調査研究と環境整備体制が確立された。以降、史跡の保存管理については、土地の公有化や日常的な維持管理を多賀城市（管理団体）が担い、発掘調査や遺構の環境整備を宮城県が担うという役割分担のもと、国、県、市が連携して保存活用事業を推進してきた。公有化率は現在約 63%に達しており、着実な保存体制が築かれている。

（３）これまでの整備状況

多賀城跡の整備事業は昭和 45 年（1970 年）から開始した。平成 23 年（2011 年）に多賀城市が策定した「特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画」に示された史跡の保存・活用に関する基本的な考え方及び方針を踏まえ、平成 28 年（2016 年）に宮城県が「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」を策定し、2029 年を目標年次とする長期計画に基づき整備を進めている。

特に近年は、政庁から南門に至る地区の総合的な整備が進展している。多賀城市においては、南門復元及び周辺地区の整備に令和 2 年（2020 年）に着手し、令和 7 年（2025 年）に一般公開を開始した。また、県による政庁南大路の復元や、城前官衙の構造復元、市によるあやめ園南湿地園地及び駐車場の整備が完了するなど、来訪者の受入環境の向上も図られている。

これらの整備により、古代の城柵を中心とする都市の構造の一部が可視化されつつある。今後は、中枢をなす政庁の復元が、多賀城の全貌を理解する上で極めて重要な意義を持つと考えられる。

◆政庁周辺の整備状況

◆南門（立体復元）

◆城前官衙（構造復元）

多賀城政庁跡周辺MAP

3　政庁復元整備に向けた現状と課題

事務局から政庁復元整備に向けた現状と課題に関して資料（第１回（１））説明を受け、これらの課題を共有するとともに、今後、課題の解決に向けて検討を進めていく必要があるとの認識に至った。

（１）観光及び利活用の現状

多賀城市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあり、創建 1300 年を迎えた令和 6 年には、記念事業の効果もあり 80 万人を超える入込数を記録した。東北歴史博物館の来館者数もこれに連動して増加している。

一方で、宿泊者数については横ばいまたは微増に留まっており、仙台や松島といった近隣の大型観光地に宿泊需要が流れている現状がある。これは、多賀城エリア内に魅力的な宿泊施設が不足していることや、夜間の観光コンテンツが少ないことが要因と考えられる。

また、観光ボランティアガイドの活動は活発化しており、案内者数も増加しているが、ガイドの平均年齢が 70 歳を超え高齢化が進んでいることや、インバウンド需要に対応するための多言語対応が課題となっている。

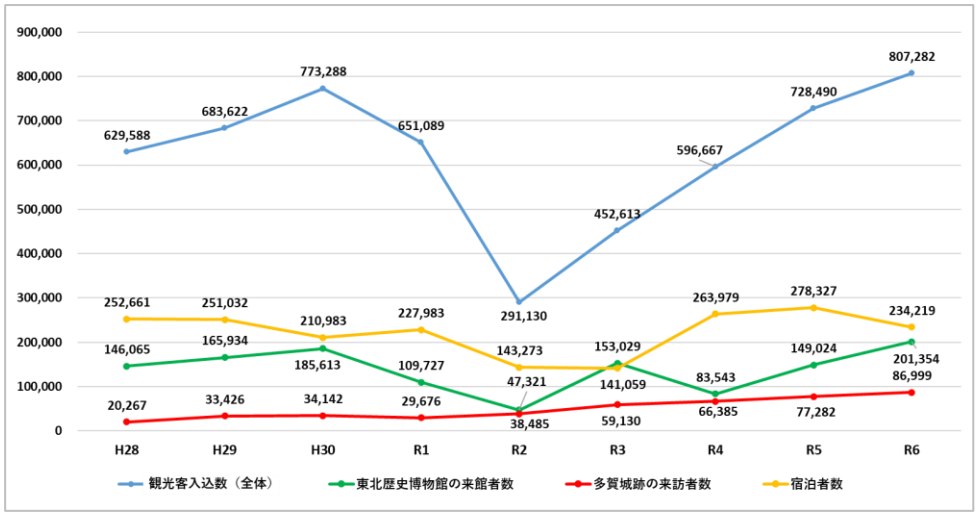

◆観光入込客数等の推移

（２）史跡としての本質的な課題

特別史跡多賀城跡としての本質的な価値を来訪者に伝える上で、以下の課題が顕在化している。

①視覚的・体験的な魅力の不足

現在の政庁跡は、基壇や礎石の表示による平面的な整備に留まっている。専門知識を持たない一般の来訪者にとっては、かつての建物の規模感や荘厳さをイメージすることが難しく、単なる「広い原っぱ」という印象を持たれがちである。このため、滞在時間が短く、深い歴史理解につながらない傾向がある。

②歴史的ストーリーの伝達不足

現地には解説板が設置されているものの、それだけでは多賀城が担った役割や歴史的背景、関連する人物のドラマなどを十分に伝えることができていない。特に、東北歴史博物館から政庁跡、南門、多賀城碑といった各遺構をつなぐストーリー性が弱く、点としての見学に終始してしまう課題がある。

③認知度の低さ

平城宮跡や大宰府跡と比較して、全国的な知名度や認知度が低い。古代東北の中心であったという歴史的重要性が十分に浸透しておらず、観光目的地として選ばれにくい状況にある。

（３）周辺エリアにおける主な個別課題

政庁周辺の施設や環境についても、以下の通り個別の課題が挙げられる。

①政庁南大路の分断等

政庁と南門を一直線に結ぶメインストリートである「政庁南大路」が、市道によって物理的に分断されている。これにより、古代の史跡空間としての一体感が損なわれているだけでなく、来訪者の動線が途切れ、安全面や周遊性の観点からも大きな阻害要因となっている。また、電柱などの現代的な構造物が歴史的景観を阻害している点も指摘されており、多賀城政庁の整備と併せて、これらの対策についても検討が必要である。

②便益施設・滞在拠点の不足

史跡エリア内及び周辺には、飲食・物販施設や休憩所が不足している。特に「浮島収蔵庫」周辺は、駅から政庁への動線上に位置する重要な地点であるが、建物の老朽化や耐震性の問題から有効活用されていない。

③多賀城碑（国宝）の公開環境

国宝である多賀城碑は覆屋の中にあり、格子越しに見学する形態となっている。保存の観点からは重要であるが、来訪者にとっては「本物」を間近に見る感動が得にくく、国宝としての価値が十分に伝わっていないという意見がある。また、風化対策や防犯対策の必要性も指摘されている。

④案内サイン・誘導の不備

周辺の周遊ルートにおいて、案内看板のデザインに統一性がなく、設置場所も分かりにくい箇所がある。特に、東北歴史博物館から館前遺跡を経て南門・政庁へと至るルートの誘導が不十分であり、来訪者が迷いやすい状況にある。

⑤東北歴史博物館のコンテンツ充実と多賀城政庁への誘導

東北歴史博物館への来場者を多賀城政庁へ誘導するための案内等が不十分であるため、政庁等の魅力発信に向けた展示・コンテンツの拡充や多賀城政庁への誘導機能の充実について検討が必要である。

4　政庁復元整備の意義と目的

事務局から以下の資料（第１回（２）③）をもとに説明を受け、政庁復元整備の意義や目的について理解を深めるとともに、その基本的な考え方に賛同した。

（１）復元整備の意義

政庁の復元整備は、単に過去の建物を再建するだけでなく、以下の４つの側面において極めて大きな意義を持つと考えている。

①歴史的・学術的意義

復元に向けた詳細な検討プロセスそのものが、古代建築や当時の行政・軍事制度に関する研究を深化させる。発掘調査成果と文献史料、建築史学的知見を総合することで、古代多賀城の実像に迫り、その成果を社会に還元することは、学術的に高い価値を持つ。

②教育的意義

実物大の建物が存在することで、教科書や図面だけでは理解しにくい古代の空間スケールや建築技術を、子どもから大人まで直感的に学ぶことができる。学校教育や生涯学習の場として、歴史への関心を高める効果が期待される。

③観光振興的意義

視覚的にインパクトのある復元建物は、強力な観光資源となる。「何もない場所」から「歴史を体感できる場所」へと変貌することで、集客力が向上し、地域経済への波及効果を生み出す。また、仙台・松島の中間点における新たな観光拠点として、県全体の周遊促進に寄与する。

④地域振興的意義

地域のシンボルである多賀城が往時の姿を取り戻すことは、地域住民・宮城県民の誇り（シビックプライド）の醸成に直結する。多賀城跡は、県・東北を代表する史跡であることから、地域住民だけでなく県民全体のシビックプライドを高めることが重要である。自分たちの住む地域が古代東北の中心であったことを再認識し、愛着を深めることで、まちづくりへの参画意識の向上が期待される。

（２）復元整備の目的

上記の意義を踏まえ、本事業では以下の 3 点を復元整備の具体的な目的として設定することが想定される。

①歴史理解と体験学習の深化

政庁の実物大復元を通じて、古代の地方統治空間を可視化する。これにより、学校教育や生涯学習において、より深く、より具体的な歴史理解と体験学習の機会を提供する。

②文化観光及び多面的な利活用の促進

歴史的空間の再現により多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、文化観光の核とする。さらに、ユニークベニューとしての活用など、多面的な利活用を誘致し、交流人口・関係人口の拡大を図る。

③地域住民・宮城県民の関心と関与の促進

復元された政庁を拠点として、市民参加型のイベントや学習活動を展開する。復元の過程から完成後の活用に至るまで、地域住民・宮城県民が主体的に関わる機会を創出し、史跡への持続的な関心と保護意識を醸成する。

5　多賀城政庁跡の目指すべき姿

事務局から資料（第２回（３）①）をもとに以下の説明を受け、多賀城政庁の復元整備の基本理念や、復元整備の表現時期と対象、復元整備に際しての基本的な方針について確認し、その考え方に賛同した。その上で、基本理念については、歴史的価値の継承と現代的な活用が融合した、持続可能な歴史・観光拠点づくりを目指してはどうかと提案した。

（１）基本理念

多賀城政庁復元整備における基本理念については、以下のように整理できる。

「古代東北の政治・文化の中心であった多賀城の中枢部・政庁の往時の姿を体感できる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、多様な主体による学びと交流を育む歴史探求拠点を目指す。」

（２）復元の表現時期と対象

①表現時期：政庁第Ⅱ期（奈良時代後半）

復元の対象とする時期については、これまでの多賀城跡環境整備事業（南門、城前官衙、道路等）との整合性を重視し、「政庁第Ⅱ期（天平宝字 6 年/762 年～宝亀 11 年/780 年）」とする。この時期は、藤原朝獦による大規模な改修が行われ、多賀城が最も機能的かつ荘厳な姿を備えていた時期であり、古代国家の威信を現代に伝える上で最適であると判断される。

②復元対象遺構

第Ⅱ期の政庁の空間構成を来訪者が体感できるよう、発掘調査で確認された遺構（正殿、東・西脇殿、東・西殿、東・西楼、後殿、北殿、築地塀等）の全てを復元整備の対象とする。これにより、単体の建物ではなく「政庁」という空間全体のスケールと荘厳な雰囲気を体験可能とする。

（３）復元整備の基本方針

復元整備にあたっては、以下の点を基本方針として考えたい。

①遺構の確実な保存を最優先とする

特別史跡であることを踏まえ、地下遺構に影響を与えない工法（盛土による保護等）を採用し、文化財としての価値を損なわないことを絶対条件とする。

②学術的根拠に基づく整備とする

考古学、歴史学、建築史学の最新の研究成果に基づき、建物の規模、意匠、構造等を可能な限り正確に再現する。推測に頼らざるを得ない部分については、同時代の類例等を慎重に検討する。

③伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性等に配慮する

文化財としての価値を伝えるため、原則として当時の材料・工法を採用する。ただし、現代の建築基準法や耐震基準への適合、耐久性等を考慮し、必要に応じて現代技術や代替材料を適切に組み合わせる。

④段階的かつ公開性の高い整備を進める

長期にわたる事業期間中も、工事現場の公開や情報発信を積極的に行い、復元のプロセスそのものを観光・学習コンテンツとして活用する。

⑤快適で知的探求を喚起する場に整える

来訪者が快適に見学・滞在できるよう、ユニバーサルデザインへの配慮や休憩機能の確保を行うとともに、知的好奇心を刺激する展示や解説を充実させる。史跡の歴史的・文化的価値を損なわないように配慮しつつ、見学動線や休憩空間の設定など、来訪者が快適に利用できる環境を整える。

6　整備のすすめ方

事務局から資料（第２回（３）②）をもとに以下の整備のすすめ方について説明を受け、復元整備の順序や関連する事項について、以下のような提案を行った。

（１）今後のスケジュールとプロセス

復元整備事業は長期的なプロジェクトとなる。まずは宮城県において「(仮）多賀城政庁の復元整備に向けた方針」を策定し、県の大規模事業評価を経た上で、基本計画・基本設計の策定に着手する。並行して文化庁の復元検討委員会での審議を受け、復元が妥当との判断を得た上で実施設計、基盤整備、建築工事へと移行する。

具体的なスケジュールとしては、令和８年度（2026 年度）中に整備方針をとりまとめ、大規模事業評価、令和９年度以降に基本計画策定、基本設計といった流れを考えている。

（２）復元整備の順序と段階的公開

復元建物の整備順序については、南側（南門等）から順に北側へ整備を進めることが考えられる。

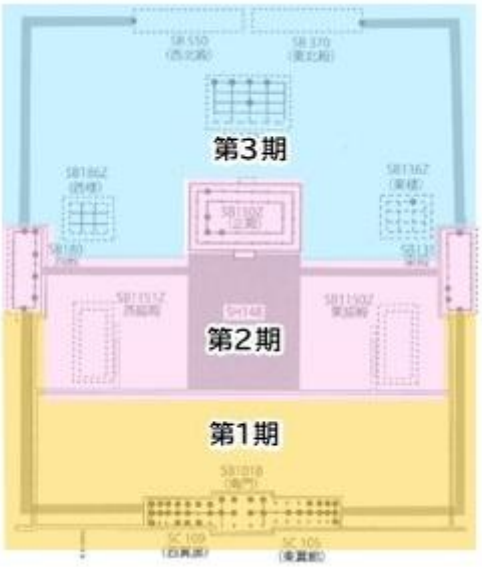

◆ 整備の進め方のイメージ

南側からの整備よりも、多賀城のシンボルである正殿を早期に復元すべきとの提案を行った。これは、工期が長期化する中で、事業の求心力を維持し、早期に観光誘客効果を発現させるためには、象徴的な建物の復元が不可欠であるとの認識によるものである。

これに対し事務局から、第３回検討会において「正殿から段階的に整備を進める方向で検討したい」との説明を受け、その方向性は妥当であるとの認識を示した。

また、工事期間中であっても、工事ヤード以外のエリアは可能な限り開放し、来訪者が史跡を望めるよう見学デッキの設置や仮囲いを用いた情報発信等により復元プロセスを可視化するとともに、地域住民や来訪者等が復元に参加できるような仕組づくりなどの工夫を行うことを検討するよう提案した。

（3）工法及びコスト・工期の適正化

伝統的工法による復元は、宮大工の不足や木材調達の困難さ、コストの高騰といった懸念があることから、以下の工夫を検討するよう提案した。

●デジタル技術の活用：BIM（Building Information Modeling）や 3D ファブリケーション等の最新技術を設計・加工段階で導入し、生産性の向上と工期の短縮を図る。

●現代工法の併用：構造的に重要な部分や見えない部分には現代的な工法や材料を使用し、コスト縮減と耐火・耐震性などの安全性の確保を両立させる。

●伝統的技術継承の場として活用：復元工事を若手職人の育成の場と位置づけ、伝統的技術の継承や将来の新産業創出を見据えた基盤形成の付加価値を持たせる。

（4）復元費用に係る財源

復元費用については、国費に加え、寄付金などの活用も検討することを提案した。

（5）多賀城政庁周辺環境の整備

国の意見も踏まえながら、県と多賀城市が連携し、市道で分断されている政庁南大路の復元の在り方や、南門周辺の電柱・電線の地下化についての環境整備についても、引き続き検討を進めていくことを現場視察の中で指摘した。

7　活用の方向性

事務局から活用の方向性として、復元建物の活用や、周辺施設との連携等の、活用の方向性に関して資料（第３回（１）①）をもとに考え方が説明された。

（１）復元建物の活用

復元された建物は、外観の再現に留まらず、内部空間を有効に活用することが想定される。

①空間展示：建物の内部に入り、当時の空間の広さ、柱の太さ、色彩、光の入り方などを五感で体感できる展示とする。

②情報展示：パネル展示や出土遺物のレプリカ展示に加え、AR/VR 等のデジタル技術を用いて、当時の儀式の様子や人々の活動を視覚的に再現する。

③体験学習・儀式再現：古代衣装の着付け体験、当時の食事の再現、儀式イベントの開催など、来訪者が能動的に参加できるプログラムを実施する。

④その他の機能：飲食、物販や便益施設などの設置についても検討する。

（２）周辺施設との連携と機能分担

①史跡の理解と周遊の拠点となる展示・案内機能の充実：東北歴史博物館においては、最新技術を導入した体験型・多面的な展示や案内を整備した「スマートミュージアム」の実現に向けた先進的な取組推進を検討する。

②多様な活用アイデアの受容：史跡を「体験を共創する場所」とするため、文化財の保存・活用の基本を厳守しながら、多様な活用手法を検討する。

これに対し、以下のような意見を出した。

●多賀城跡の重要性を明確にした上で、東北歴史博物館では、更に多賀城跡まで足を運びたくなるような展示や仕組みづくりに取り組むべき。

●浮島収蔵庫の場所は土地として潜在的価値は大きく、動線づくりや眺望を活かした多様な活用の可能性がある。例えば、期間限定でローコストかつデザイン性のあるトレーラーカフェ（史跡を傷つけないもの）や、移設・撤去が容易な屋台村のようなテンポラリー（暫定的な）施設など、コストを抑えたコンテンツ創出も考えられる。一方で、建設費が高騰しており、建物を新築するのは採算が合わないのではないか。

●国宝の多賀城碑については、覆屋が開放的であるため管理上、不安を抱く声もあるが、「本物」がそこにあること自体に本質的な価値があるので、一人でも多くの来訪者にその価値が直感的に分かるような仕組みがあると良い。

これらの意見を踏まえると、政庁だけでなく、周辺施設と連携し、以下の方向性でエリア全体での魅力向上を図ることが望まれる。

①東北歴史博物館：多賀城観光のゲートウェイとして、博物館から史跡への誘導機能を強化する。

②浮島収蔵庫跡地：既存建物の活用も含め、立地を活かした休憩・便益施設等としての活用の可能性を広く検討する。

③多賀城碑：国宝としての価値を適切に伝えるため、特別な機会に開扉するなど、ガイドによる解説とセットで「本物」に触れる感動体験を提供できるような取組を検討する。保存環境については、国、県、多賀城市で連携・協力しながら、科学的調査に基づき慎重に対策を検討する必要がある。

（３）エリア周遊・広域観光の促進

①エリア周遊の促進

多賀城政庁に加え、東北歴史博物館、あやめ園、セントラルパークなどを含むエリア全体の周遊促進を図る必要がある。このために取り組むべき事項として意見があった、案内サインの工夫、多言語音声ガイドの充実、シェアサイクルや電動カートなどの整備について検討するよう提案した。

②広域観光の促進

広域観光の促進について、以下のような意見を出した。

●仙台、松島、塩竈や多賀城の歴史時間軸や役割を整理した上で在り方を検討していくことが重要。

●夜や早朝、食といった地域の価値が組み合わさることが観光客の宿泊につながる。

こうした意見を踏まえ、広域観光の促進を図るため、以下の方向で検討することが望まれる。

イ　仙台（都市・消費）、松島（景観・自然）、塩竈（食・港）に加え、多賀城は「歴史・文化・学び」の拠点として異なる魅力を有しているため、これらの地域の周遊を促進することが重要である。また、併せて、石巻や気仙沼などの他の地域も訪れてもらうような周遊ルートを形成する必要がある。

ロ　観光客の本県滞在時間を更に延ばすため、ナイトタイムエコノミー（夜間ライトアップ、夜間イベント）の充実を図る。

（４）他地域の先進事例から得られた知見

事務局から、沖縄県の首里城や勝連城、愛媛県の大洲城などで行われている文化財の復元や活用に関する先進事例の報告があった。

①首里城跡（国指定史跡）

・平成 31 年（2019 年）の火災以降、「復興過程そのものを公開する」という方針を掲げ、工事現場に仮設通路や工程パネルを設置している。仮囲いの一部を透明化するなど、来訪者が復元の進捗を学べる工夫がなされていた。素屋根設置時には見学デッキも整備され、工事期間中でしか得られない視点を提供している点が特徴的である。

・正殿のように史実に基づく完全復元を目指す建物がある一方で、国指定史跡内において、外観のみ復元し内部を現代的機能に活用する事例も見られた。例として、有料区画手前の建物は士族の家系図を管理した役所を復元し、現在は「首里城茶屋」として休憩・案内機能を担っている。また、正殿脇の建物は外観復元の上、内部をミュージアムショップとして活用するなど、復元建物の現代的活用がなされている。

・首里城復興に向けて、様々な団体・個人から寄付金が寄せられている。例えば、イオンは「イオン 1%クラブ」による「首里城復興プロジェクト」を通じ、5 年間で約 5 億円を寄付。全国店舗での周知活動も展開し、資金確保と世論喚起を一体的に進めている。企業連携による持続的支援モデルとして参考となる。

・首里城公園は国営区域と県営区域に分かれているが、国営部分の復元建物についても沖縄県が管理許可を受け、指定管理者とともに一体的に運営している。公的主体が中心となりつつ、効率的な管理体制を構築している点は今後の史跡管理の検討材料となる。

②勝連城跡（国指定史跡）

・世界遺産の構成資産である勝連城跡は、石垣を中心とした保存整備を進めている。建物の復元は行われていないが、五つの曲輪を登る構造で、最上段からは 360 度の眺望が広がるなど、地形そのものが大きな魅力となっている。

・三の曲輪広場は現代版組踊の舞台として活用されているほか、電気自動車によるモビリティサービスが導入されている。隣接する「あまわりパーク」では映像シアター、出土遺物展示、3D デジタル展示などを備え、歴史学習機能が充実している。遺跡単体ではなく、周辺施設と一体的価値を高める整備が行われている。

・地元中高生が出演する現代版組踊「肝高の阿麻和利」は、子どもたちの居場所づくりと地域振興を目的に始まった取組である。出演を通じて郷土理解と地域への誇りを育む仕組みとして定着しており、文化継承と人材育成を両立する実践例となっている。

③大洲城（県指定史跡）

・大洲城は、台所櫓・高欄櫓・苧綿櫓・三の丸南隅櫓が国重要文化財（建造物）に指定され、平成 16 年（2004）には天守が復元された。

・大洲城では、日本初の天守宿泊体験「大洲城キャッスルステイ」を実施しており、歴史的建造物そのものを体験型観光資源として活用している。

・大洲市の城下町は、江戸から昭和期の古民家が残る歴史的景観を有する一方、空き家の増加が課題となっていた。これに対し、大洲市は、歴史資源を核に行政・金融機関、民間が連携し、古民家をショップやカフェ、宿泊施設へ再生するなど、保全と観光振興を一体的に推進している。

・大洲城のほか、臥龍山荘や盤泉荘といった歴史的建造物が存在し、これらは指定管理を受託する観光地域づくり法人が一体的に管理している。同法人の運営により共通観覧券を設定し、複数施設を巡る周遊観光の仕組みを構築している。

・大洲城と周辺の歴史施設は徒歩 15～20 分圏内に集積しており、改修古民家や文化財を巡る散策ルートが形成されている。観光客は歩きながら店舗や宿泊施設を楽しめる回遊型のまちづくりが実現している。

・観光まちづくりの体制は、自治体単独ではなく、観光地域づくり法人、金融機関、民間事業者など多様な主体が連携して地域観光の運営を担う仕組みとして構築されている点が特徴である。

8　推進体制

（1）持続可能な管理運営体制の構築

史跡の保存と活用を一体的に推進していくため、持続的な管理運営につなげていく視点が重要であることから、早期に管理運営の在り方を検討することが望まれる。

また、エリア全体の一体的な管理・運営を行うため、指定管理者制度の活用等を検討することにより、柔軟な発想によるイベント企画や収益事業の展開を可能とし、維持管理費用の確保につながることが期待される。

（2）市民・県民の参画とシビックプライドの醸成

検討会において、復元整備事業の成功の鍵は、地域住民が「自分たちの誇り」として多賀城を捉え、積極的に関わることが重要との意見が出たことから、以下の取組により市民・県民の参画とシビックプライドの醸成を促進することが望まれる。

①計画段階からワークショップやシンポジウムを開催し、市民・県民とビジョンを共有する。対話の機会を増やすことで、多賀城と関わり、楽しみ、自分たちの物語にするアイデアを共創する。

②地域の子どもたちが多賀城の歴史を学び、ガイド活動やイベントに参加する機会を創出する。子どもたちの活動は、大人たちの意識を変え、地域全体のシビックプライド醸成に大きく寄与する。

9　まとめ

本検討会では、多賀城政庁跡の歴史的価値や学術的知見を踏まえつつ、その復元の在り方について、文化財としての保存・活用の観点と、地域のにぎわい創出や観光振興の観点の双方から検討を重ねてきた。検討の過程では、整備の方向性、来訪者への理解促進の手法などについて幅広く意見を交わした。

多賀城政庁は、古代東北の政治・文化の中心として極めて重要な歴史的意義を有しており、その価値を将来にわたり適切に伝えていくことが求められる。また、復元整備は単に建物を再現することにとどまらず、地域の歴史文化資源としての魅力を高め、多くの人々にその価値を実感してもらう契機となることが期待される。

本報告書は、これまでの検討内容や委員からの主な意見を整理したものである。今後、本報告書を参考に、県が多賀城政庁復元に向けた検討を進めるとともに、県と市が連携して市民・県民を巻き込んだシビックプライドの醸成に取り組んでいくことが望まれる。

◆多賀城政庁復元による賑わい創出のイメージ（AI で作成）

◆多賀城政庁復元後の周辺エリア鳥瞰図パース（AI で作成）

多賀城政庁復元整備に向けた方針

令和８年７月

宮城県教育委員会

目次

1　方針検討の主旨・・・1
（１）　本方針の位置づけ・・・1
（２）　本方針の対象範囲・・・1

2　これまでの多賀城跡・・・2
（１）　多賀城跡の特徴とその歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）　多賀城跡の保存・活用・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（３）　政庁跡の整備・・・ 8
（４）　建物復元の検討・・ 9
（５）　創建 1300 年に向けた整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（６）　多賀城創建 1300 年記念事業とその後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3　政庁復元整備に向けた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（１）　現状・・・ 14
（２）　課題・・・ 15

4　政庁復元整備の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（１）　政庁復元整備の意義・・・16
（２）　政庁復元整備の目的・・・18

5　多賀城政庁跡の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（１）　基本理念・・18
（２）　復元整備の表現時期・・ 18
（３）　復元整備の対象遺構・・ 19
（４）　復元整備の基本方針・・ 19

6　整備のすすめ方・・・20

7　活用の方向性・・21

8　推進体制・・・ 23

1　方針検討の主旨

（1）　本方針の位置づけ

本方針は宮城県が復元整備を検討する「多賀城政庁跡」について、今後、取組を進めるにあたっての基本的な方針を示すとともに、事業のすすめ方などについて取りまとめるものである。

特別史跡多賀城跡の整備にあたっては、保存・活用・整備の基本方針である「保存活用計画」を踏まえ、整備の具体的な方針や方法を示した「整備基本計画」に基づく必要がある。保存活用計画については、管理団体である多賀城市により「特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画」（平成 23 年〔2011〕策定）の改訂が現在進められており、本方針とこの新たな保存活用計画は整合をとることとする。また整備基本計画については、本方針が反映された保存活用計画をもとに、現行の「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」（平成 28 年〔2016〕策定）を改訂する予定となっている。

本方針はこれらの前提として取りまとめ、今後速やかな各計画の改訂に資するものとする。

（2）　本方針の対象範囲

本方針では主として政庁地区を対象範囲とする。ただし、特別史跡全体さらにその周囲

図１　多賀城跡全体図（『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』に加筆・修正）

の活用も検討することで、復元整備事業の方向性を示すものとする（図１）。

2　これまでの多賀城跡

（１）　多賀城跡の特徴とその歴史

多賀城跡は、宮城県多賀城市市川・浮島の両地区にわたって所在する奈良・平安時代の陸奥国府として機能した城柵であり、奈良時代には鎮守府が併置されていた。標高 10～50ｍの起伏に富んだ低丘陵上を中心とし、南と西に一部沖積地（標高約４ｍ）を取り込んだ遺跡の周囲は、一辺が 660～1,050ｍの歪な四角形に築地塀や材木塀で画されており、ほぼ中央に重要な政務や儀式、饗宴などが行われた政庁が置かれている。

政庁は東西 103ｍ、南北 116ｍの外周りに築地塀が巡り、内部に正殿、脇殿、後殿、楼などが計画的に配置されていた。発掘調査の結果、政庁には大野東人の創建（第Ⅰ期）、天平宝字６年（762）の藤原朝獦による大改修（第Ⅱ期）、宝亀 11 年（780）の伊治公呰麻呂の乱による焼亡からの復旧（第Ⅲ期）、貞観 11 年（869）の陸奥国大地震からの復興（第Ⅳ期）の４時期の変遷があったことが判明している。第Ⅰ・Ⅱ期は奈良時代、第Ⅲ・Ⅳ期は平安時代で、終末は 11 世紀前半頃と推定されている（図２）。

（２）　多賀城跡の保存・活用・整備

多賀城跡は、その歴史的な重要性が古くから認識されており、多くの学者の研究対象となるとともに、地元の人々によって大切に保護されてきた。特に政庁正殿跡については、畏れ多い聖域として認知され、『仙台金石志』（安永４年〔1775〕）では「御座の間」と記載されている。

大正 11 年（1922）には「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、高崎廃寺跡（後に多賀城廃寺跡と呼称）とともに「史蹟」に指定され、外郭線を含む多賀城跡の大部分が法的に

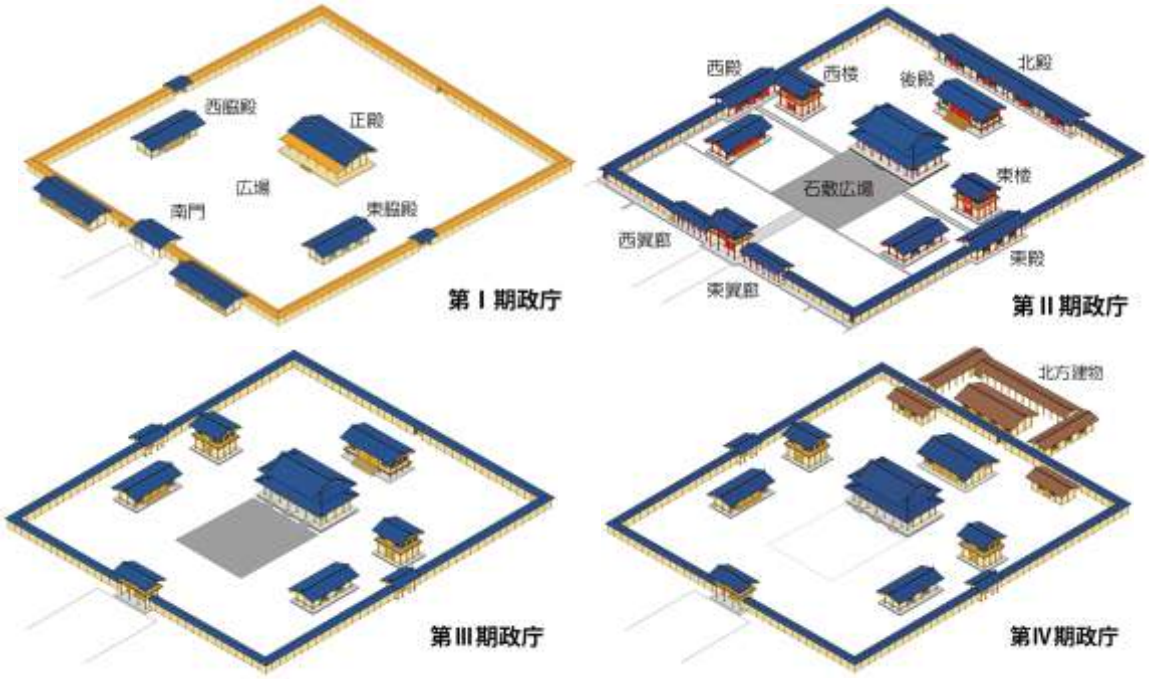

図２　政庁の変遷

保護されることとなった。

昭和 35 年（1960）、宮城県教育委員会は多賀城町（当時）、河北文化事業団と共催して多賀城跡とその付属寺院と考えられる高崎廃寺跡（多賀城廃寺跡）の学術調査を実施するため、東北大学文学部の伊東信雄教授を委員長とする「多賀城跡発掘調査委員会」を組織し、発掘調査 5 か年計画を策定した。

委員会は、事業初年度の昭和 35 年（1960）に多賀城跡と高崎廃寺跡の航空写真測量による地形図作成と遺跡の現況調査を行い、昭和 36 年度（1961）から本格的に発掘調査を開始した。昭和 36・37 年（1961・1962）に高崎廃寺跡、昭和 38～40 年（1963～1965）まで多賀城政庁跡の発掘調査を実施し、廃寺跡については大宰府観世音寺と同様の伽藍配置をとる多賀城の付属寺院であること、政庁跡については平城宮などの朝堂院と類似した建物配置をとることなどを解明している。

これらの成果を踏まえ、多賀城跡と多賀城廃寺跡は昭和 41 年（1966）に特別史跡に指定された。そして、両遺跡の環境整備計画が立案され、多賀城町では「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会」を組織し、環境整備に先立つ発掘調査を、昭和 41～43 年（1966～1968）には多賀城廃寺跡、昭和 43 年（1968）には多賀城政庁跡を対象として実施している。

昭和 44 年（1969）、宮城県はこれら一連の調査成果を継承し、急速に都市化が進む多賀城跡周辺地域での遺跡保護に万全を期す目的で多賀城跡調査研究所を設立し、特別史跡の調査研究と環境整備事業を直営で推進することにした。

発掘調査は、史跡の総合的な研究を目指して設置された「多賀城跡調査研究指導委員会」（平成 17 年度〔2005〕条例改正により「多賀城跡調査研究委員会」に名称変更）の指導のもとで 5 か年計画を策定し、これを積み重ねながら実施した。その後、昭和 45 年（1970）に環境整備事業を開始し、昭和 51 年（1976）には多賀城市教育委員会による特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画の策定を受け、これとも連動するかたちで発掘調査および環境整備事業の 5 か年計画を策定し、以後これを積み重ねている（図３・４、写真１・２）。

総面積 1,076,835 ㎡に及ぶ特別史跡内の土地は多賀城市が公有化事業を進めており、令和 8 年（2026）3 月までに指定地の 63.1%（679,750 ㎡）が公有地化されている。発掘調査と環境整備は主として公有地を対象に実施しており、令和 7 年度末までに 122,279 ㎡を調査し、175,031 ㎡を整備してきた（図５・６）。

また、昭和 49 年（1974）には、宮城県を中心とした東北地方の歴史資料の収集保存と調査研究、さらに展示公開と教育普及を行う施設として、県立の東北歴史資料館を特別史跡の南東に設置した。この資料館は開館から 20 年を経過した頃から大幅な拡充整備が求められるに至り、新たに東北本線南側に土地を求め、平成 11 年（1999）には新時代に対応する人文系博物館として東北歴史博物館が開館した（写真３・４）。

以上のように、特別史跡多賀城跡の保存管理および公開活用事業については、多賀城市（管理団体）が土地公有化事業と維持管理事業を、宮城県が発掘調査事業と環境整備事業並びに博物館運営を担当し、相互協力のもとで行ってきた。

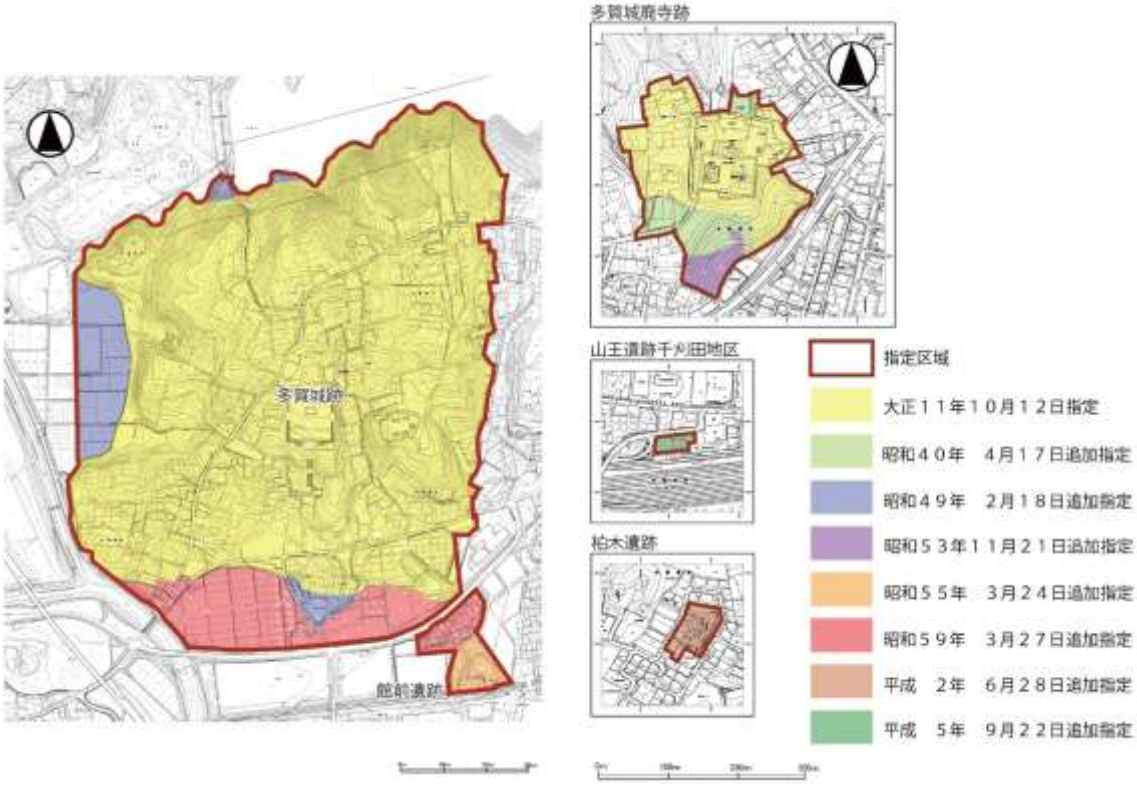

図３　特別史跡多賀城跡附寺跡指定範囲

写真１　多賀城跡航空写真

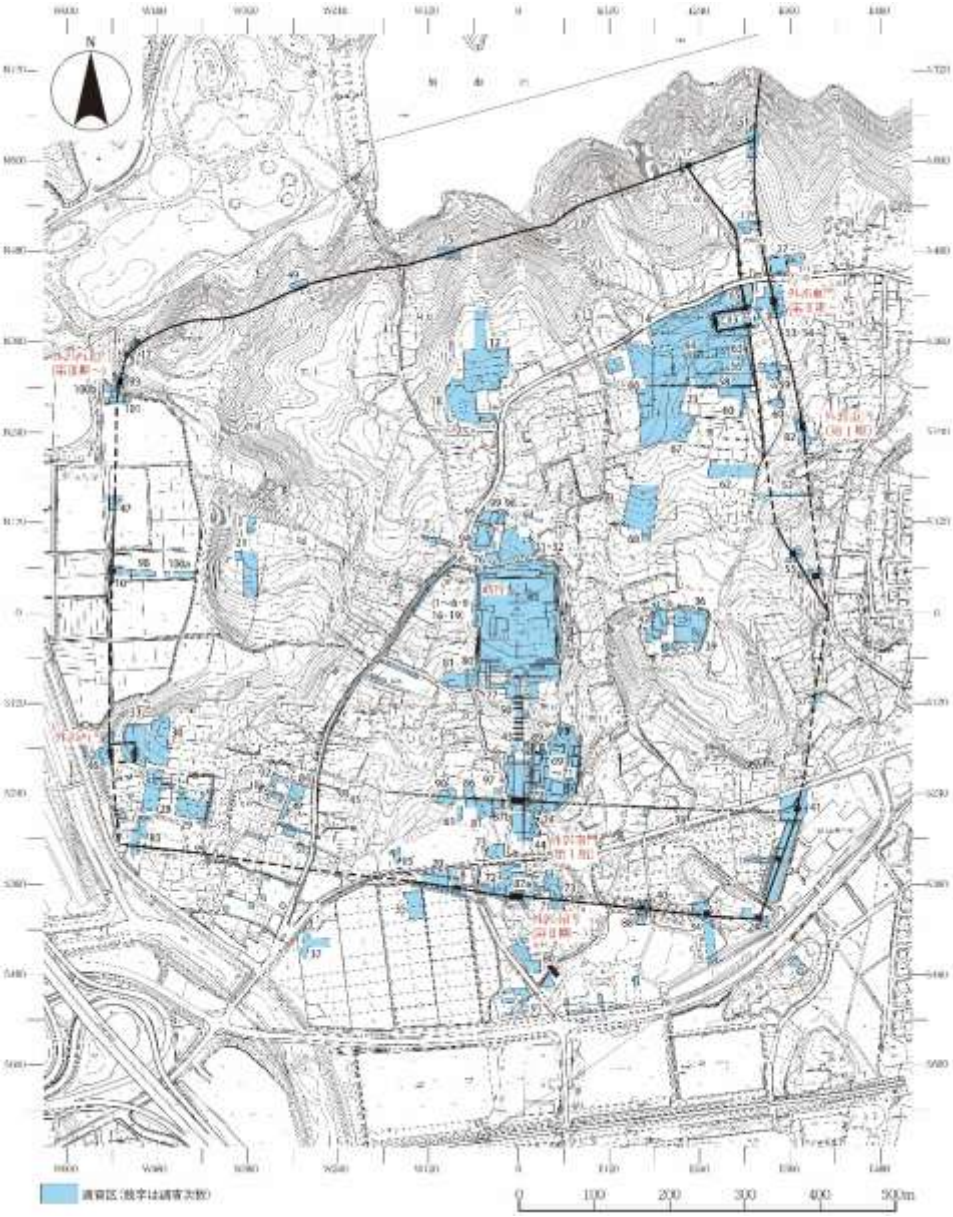

図４　多賀城跡発掘調査実績

写真２　発掘調査風景

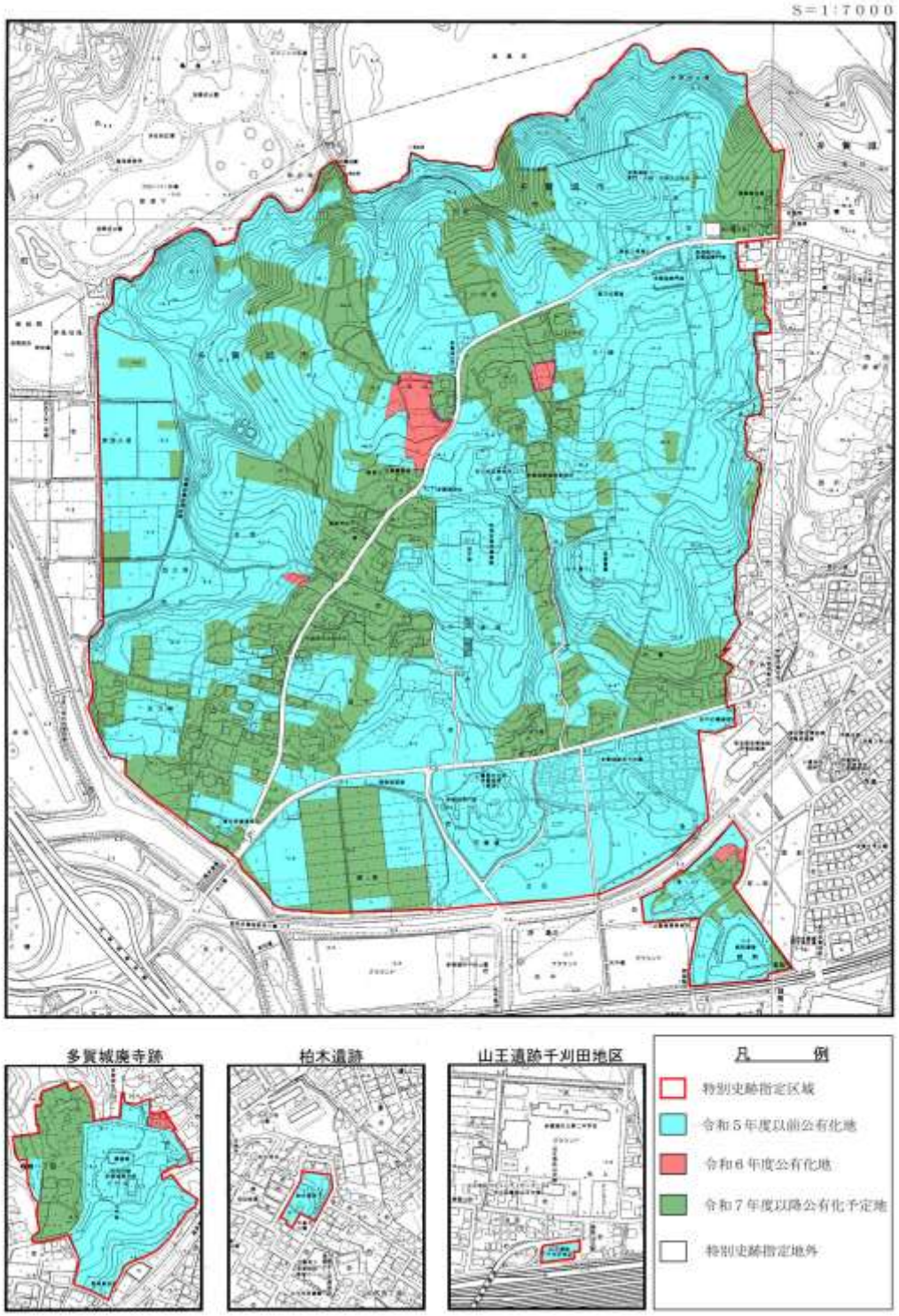

図５　多賀城跡附寺跡公有化実績

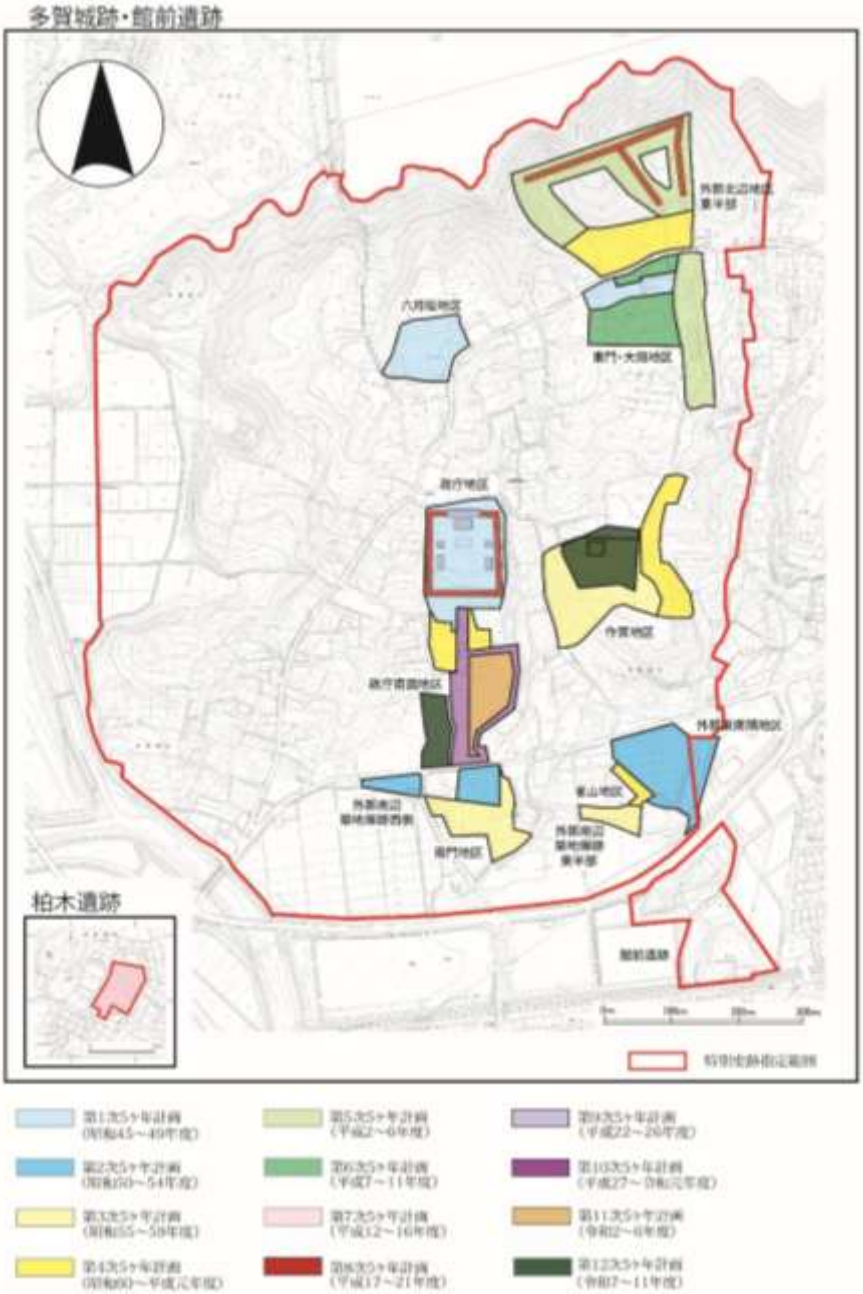

図６　多賀城跡附寺跡整備実績

写真３　旧東北歴史資料館

写真４　東北歴史博物館

（３） 政庁跡の整備

昭和 45 年（1970）に多賀城跡調査研究所が開始した環境整備事業は、まず政庁跡から着手した。範囲は、築地塀で囲まれた政庁跡と南面及び北側・東側の斜面とし、表示時期は政庁が荘厳な姿で本格的に拡充された奈良時代の第Ⅱ期を基本とした。

正殿、東西脇殿（現在の理解では東西殿）、南門と東西翼廊等の礎石建物跡を平面表示し、遺存する礎石はそのまま利用して露出展示し、欠失部は新材で補った。上面はカラーアスファルト舗装し、建物内部と軒廻りを色分けした（写真５）。東西通路・排水溝・正殿前面の石敷広場は露出展示とし、欠失部は新材で補った。築地塀跡は、ソイルセメントで盛土した後に金網で覆い、表面をリシン吹き付けによって保護した。周囲にはサクラやアカマツなどを主体に植樹し、石敷広場にあるサクラと北東部にあった多賀城神社の社林は残している。内部の園路は砂利敷きとし、東辺築地塀跡の内側にあった南北通路は東側に移設して管理用道路兼園路とした。政庁跡は県による整備として最初の地区であり、建物跡や築地塀跡の表現手法には今日的な観点からは必ずしも十分とは言えないが、多賀城跡の中心部をまず整備し、来訪者が理解しやすい状況を生み出しえたものと言える。

また、これらの整備を進行するなか、昭和 51 年（1976）に管理団体である多賀城市（教育委員会）により策定された保存管理計画に基づき、昭和 53 年（1978）にはそれまでの実績を含めて前期・中期・後期 10 か年の整備計画（第一期長期基本計画）を立案した。

昭和 55 年（1980）からの中期 10 か年計画（第３次及び第４次５か年計画）では、前期に引き続き南門地区整備を行うとともに、東北歴史資料館（東北歴史博物館の前身）や政庁地区を中心とした見学園路や便益施設の設置を続けた。さらに、外郭南門跡丘陵部の公有化済み範囲の整備完工後には、政庁南大路北半部の地形修復や道路復元に着手した。これにより、昭和 62 年（1987）までに政庁から外郭南門周辺において来場者を迎え入れる環境がおおよそ整った。

しかしながら政庁地区ではその後の発掘調査で第Ⅱ期の建物配置に新たな知見が得られ、当初の遺構表示を修正する必要が生じていた。また、既整備箇所の劣化も進んでいたため平成 20～26 年度（2008～2014）にかけて再整備を実施した。建物跡では、第Ⅱ期に東西の脇殿・東西の楼・後殿・北殿が存在したという発掘成果に基づき、これらの平面

写真５　昭和 48 年度完成の政庁整備状況

写真６　平成 26 年度完成の政庁再整備状況

表示を追加した。地形・景観を損ねない程度に建物部分を盛土した上で石積みの化粧をもつ基壇を築き、新材の礎石を置いた。上面は政庁内の既表示建物と統一性をもたせるべくカラーアスファルト舗装とした（写真６）。なお、東日本大震災により、正殿と政庁南門・翼楼跡の上面舗装に亀裂や歪みが生じたため、これらもあわせて修理した。正殿は修理に先立って再調査を行っている。

築地塀跡は、ソイルセメントの劣化が進行し遺構保護と景観保全にとって課題となっていた。再整備では、ソイルセメントを除去して改めて盛土整形し、表面には張芝を施した。園路は既存のものを当初と同様に砂利敷きで修理し、北殿の南北には管理用道路を兼用する園路を設置した。ほかに政庁跡北東部と西辺の外側では、樹木が鬱蒼と繁茂していたため間伐を行い、城内の視認性の向上に努めた。

（４） 建物復元の検討

建物復元の検討は、多賀城市による第２次保存管理計画を端緒とする。昭和 62 年（1987）に成った本保存管理計画では、環境整備の項にて建物立体復元構想が明文化された。これに基づき、多賀城市では復元整備事業の専任の係を設置し、平成２年（1990）より立体復元事業の検討を開始している。

検討にあたっては有識者委員会を組織し、事業対象区域を政庁から南門地区にわたる５ha に設定して政庁と外郭南門（および築地）を復元検討の対象遺構とした。そして基本設計を進める過程において、政庁は遺構保存と実現可能性の観点から将来的に復元を検討することとし、まずは外郭南門と築地の一部を立体復元することに決定して復元実施設計を平成６年（1994）に完成させた。

また、これに合わせて宮城県では、立体復元整備事業の対象地区内の整備活用計画図を作成した。このときの計画では、南門－政庁間の整備そして復元事業は第７次５か年計画（平成 12～16 年〔2000～2004〕）での実施を予定していた（図７）。しかし、諸事情により多賀城市の立体復元事業が一時休止となったことから、県での整備計画も繰り延べとなった。

一方、政庁をはじめとする中枢部の調査はこれ以降も着実に積み重ねられた。政庁地区では第Ⅱ期において東西の脇殿および楼の存在が判明し、その

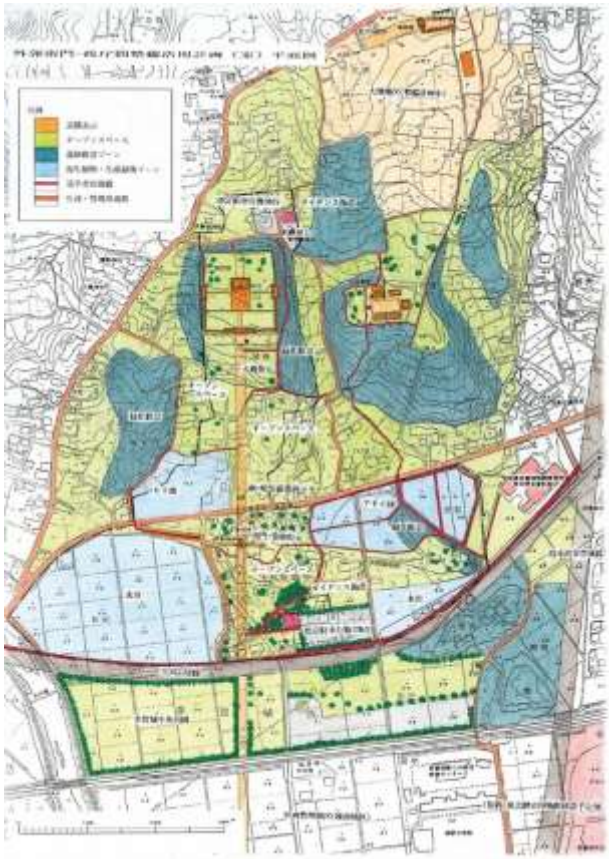

図７　外郭南門–政庁間整備活用計画

成果をもって平成 20 年度（2008）から追加整備及び再整備事業を行ったのは前述のとおりである。また、城前地区では丘陵斜面を造成して床張建物が規則的に配置される官衙の様相が明らかになったほか、鎮守府の存在を示す木簡が出土するなど重要な成果が得られた。さらに、政庁南大路の調査では第Ⅰ期の外郭南門の存在も確かめられ、中枢部整備に供する情報は充実していった。

（５） 創建 1300 年に向けた整備

平成 23 年（2011）、東日本大震災以前から検討を進めていた第３次保存管理計画が多

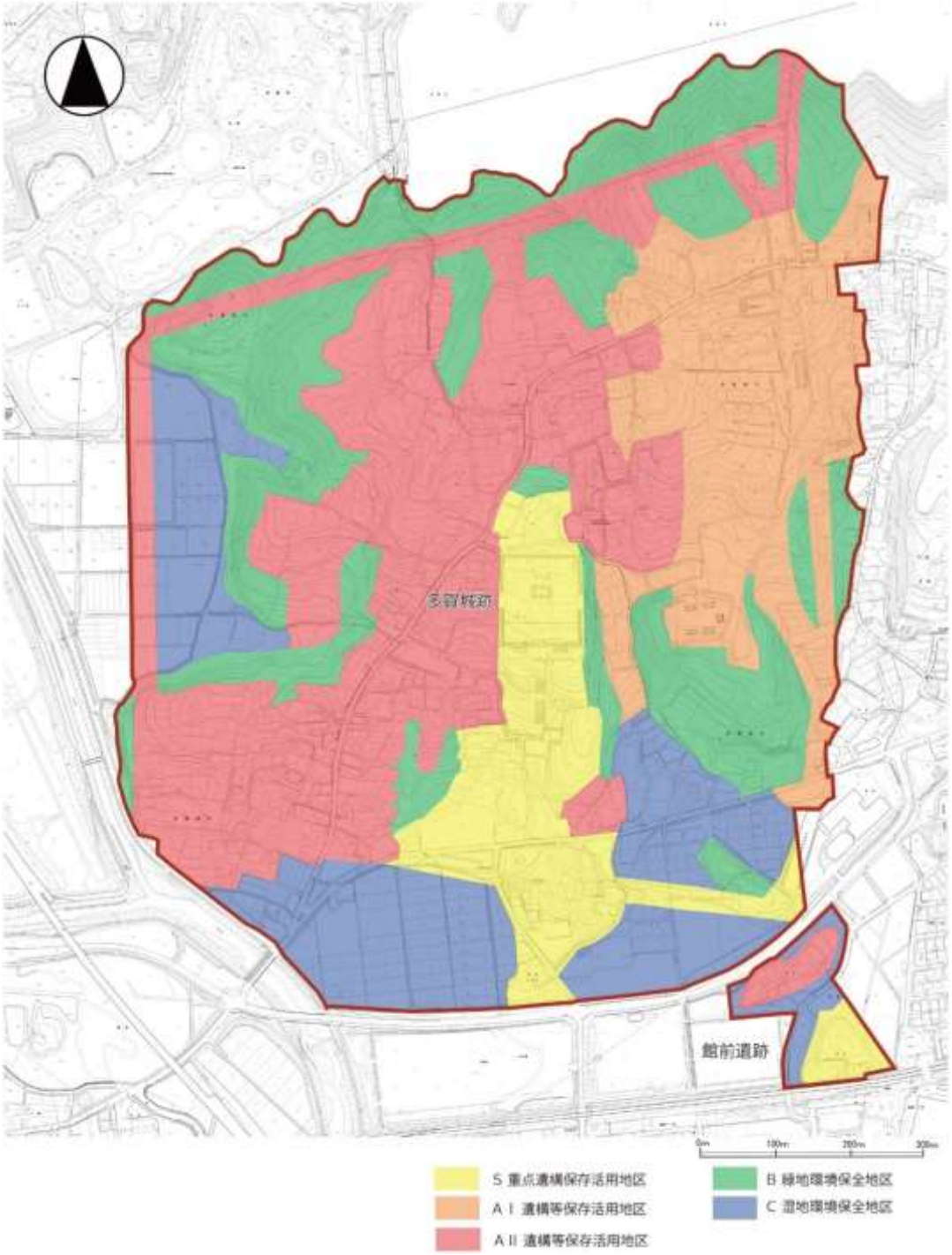

図８　第３次保存管理計画地区区分

賀城市により策定され、新たな目標として、多賀城跡を構成する要素のみならず地域の歴史文化遺産もあわせて活用していくこと、地域住民との共存と管理運営面での共営を目指すことなどが加えられた。また、地区ごとの整備の基本方針と計画のイメージも示され、凍結していた外郭南門の建物復元とその周辺整備を当該保存管理計画期間中に中心的事業として多賀城市が実施することとした。さらに、同年多賀城市により策定された多賀城市歴史的風致維持向上計画においても、多賀城跡を重点区域の中核と捉え、南門の復元及びその周辺環境の整備を震災復興のシンボルとして重点事業の一つにあげた（図８・９）。

これらを受け、多賀城市は、多賀城創建 1300 年を迎える平成 36 年（令和 6 年、2024）の完成を目途に、平成 24 年（2012）より外郭南門と築地の立体復元の検討を再開した。また宮城県では、平成 20 年（2008）から実施していた政庁地区再整備に引き続き、南門から政庁にかけての整備に着手する計画を立案した。さらに、多賀城跡全体を見据えた共通の整備基本方針と整備計画を示すため、平成 28 年（2016）には『特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画』を策定した。この計画に基づき、宮城県では多賀城市が実施する外郭南門立体復元事業と一体的に政庁南面地区整備を実施することとした。

しかし、多賀城跡の威容と広大さを示す歴史的環境を創出する上で、これまで行ってきた個別的・断片的整備のみでは十分な効果が得られず、多賀城市が震災からの復興と創建 1300 年を記念して実施する外郭南門立体復元の効果を十分に発揮する上でも、宮城県が担当する政庁から南門に至る中軸部の整備も総合的に実施する必要があった。このことから、平成 29 年度（2017）から令和 6 年度（2024）までの整備事業を宮城県の総合計画『宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画』の重点事業に位置付け、「多賀城創建 1300 年記念総合整備活用事業」として実施した（図 10）。

図９　整備活用計画マスタープラン（Ｓ重点遺構保存活用地区周辺）

（６） 多賀城創建 1300 年記念事業とその後

宮城県が担った「多賀城創建 1300 年記念総合整備活用事業」では、整備が完了した箇所を順次公開し、令和３年（2021）10 月に政庁南大路の開通式、令和４年（2022）10 月に城前地区官衙のプレオープンセレモニーを開催した。そして、創建 1300 年を迎えた令和６年（2024）９月に外郭南門立体復元事業に先んじて整備が完了すると、城前地区官衙の構造復元展示や床張建物を会場として実行委員会や各種団体の主催により「光の道 Art

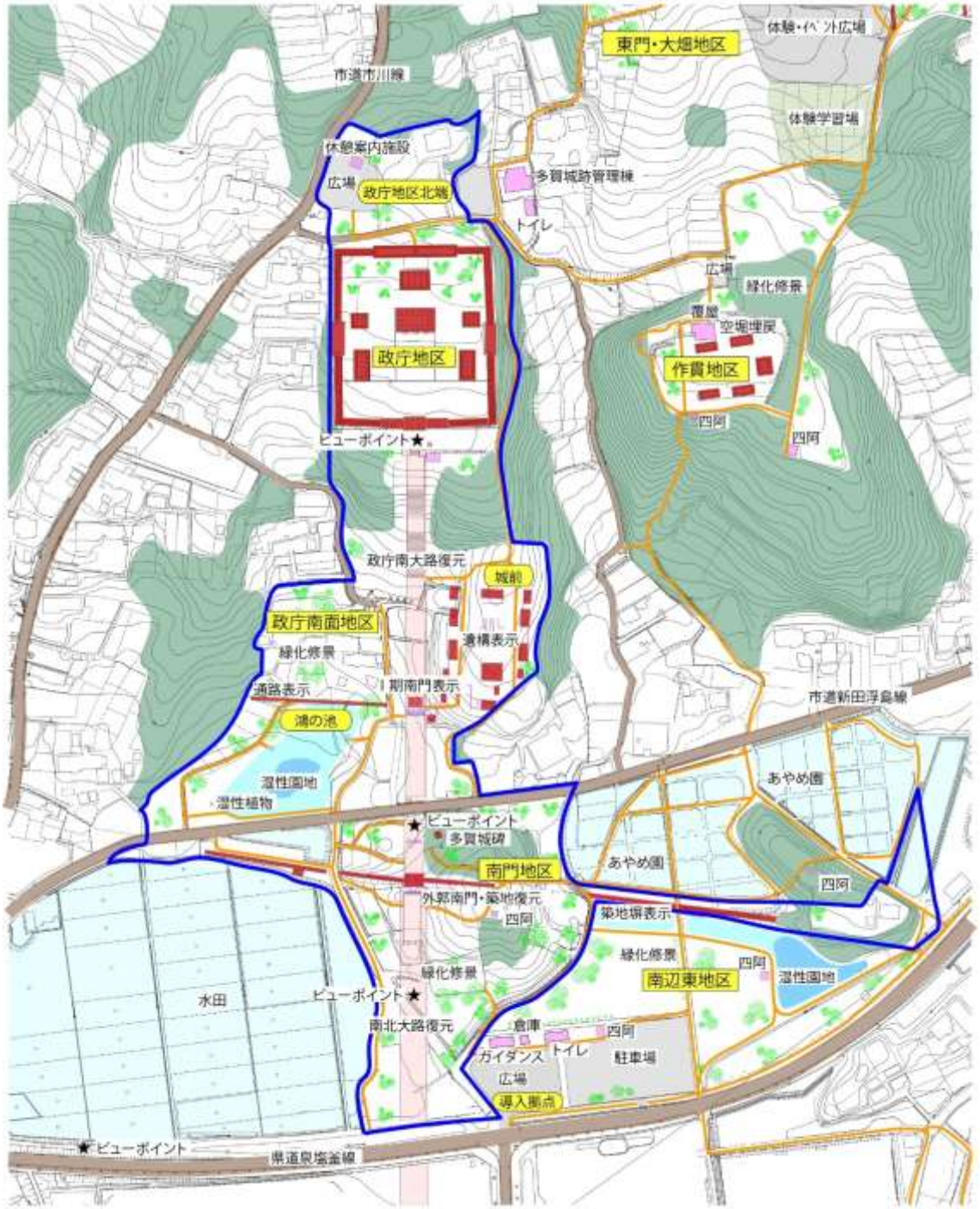

図 10　Ｓ重点遺構保存活用地区整備基本計画図

プロジェクト」「万葉大茶会」「創建千三百年記念式典」などが開催されたほか、政庁南大路をランウェイに見立てたファッションショーも行われた。

また、宮城県としては、政庁跡にて 3D ホログラムによる復元映像の上映、城前地区官衙やあやめ園にて BAR ブース・グルメブースの出店、城前地区官衙にて郷古廉ヴァイオリンコンサートなど、政庁および政庁南面地区一体を活用した創建 1300 年記念イベントを開催した。その後令和 7 年（2025）4 月、多賀城市が進めていた外郭南門立体復元事業が完了し、あわせてガイダンス施設もグランドオープンした（写真 7 ～ 9）。

ここまで事業を推進してきた創建 1300 年記念事業は、経済効果として試算額 90 億円を超え、当初の想定値を超える波及が多賀城市内はもとより宮城県内にもたらされる結果となった。また、関係者・関係団体により 1,000 件を超える関連商品の開発や連携した

写真７　南門－政庁南面地区整備完成状況

写真８　ガイダンス施設

写真９　創建千三百年記念式典の様子

イベント等が創出されたことからも、本事業は地域活性化を促進する大きな契機となったといえる。多賀城市民が多賀城を誇りに思う気持ち（シビックプライド）が創建 1300 年事業への参加、サポート活動への参画を通して醸成されたことがうかがえることから、これらが新たなまちづくりの一歩となり、さらには 1300 年の取組を通して育まれた想いとして未来へとつながることが予測される。

現在、特別史跡指定地南側に隣接する多賀城市中央公園ではスケートボードパークが整備され、今後、特別史跡多賀城跡附寺跡への人の流れはこれまでと異なるものになるとみられ、来訪の目的もイベント・観光・散歩のみならず多様化することが予測される。またこれらの変化に応じて、さらなる県民のシビックプライドの醸成や、多賀城跡に対する意識の高まりが期待される。

3　政庁復元整備に向けた現状と課題

多賀城の中でも政庁は、東北地方における古代国家の統治の在り方を象徴する歴史遺産であり、学術的・文化的価値が極めて高い。しかしながら、現状ではその価値が十分に伝わっているとは言い難く、保存と活用の両面において、いくつかの課題を抱えている。したがって、今後は建物復元の可能性も含め、現代にふさわしい史跡の管理・整備・活用のあり方を検討し、価値を高めていくことが求められる。

（1）　現状

①　政庁跡の価値と史跡整備の状況

・多賀城跡は、平城宮跡・大宰府跡と並び「日本三大史跡」の一つとされる国の特別史跡である。

・長年にわたる発掘調査により、政庁の構造や規模、建物等の仕様などが明らかとなっている（写真 10）。

・政庁跡は多賀城内で最初に本格的な学術調査が行われた地区であり、その後の整備計画の出発点となった。

・政庁跡には礎石や石組、築地塀の痕跡などの遺構が残り、これまでの環境整備により礎石・石組・石組溝などは露出展示されている。

・建物の遺構は基壇上に当時の礎石や補足した礎石を配置し、柱の位置を平面的に示して

写真 10　政庁正殿の発掘調査風景

写真 11　政庁のサクラ

写真 12　歴なび多賀城アプリ（市 HP より）

写真 13　３Ｄホログラム

いる。

② 政庁跡の利活用の状況

・周辺は公園的に整備されており、来訪者が自由に散策・見学できる空間となっている。
・説明板や野外模型、AR アプリによる復元イメージなどにより、来訪者への情報提供が行われている（写真 12）。
・サクラ等が植栽されており、春には花見の場として市民にも親しまれている（写真 11）。
・令和 6 年（2024）の「創建 1300 年記念事業」では、政庁地区で 3D ホログラムによる演出が行われ、史跡の新たな活用及び観光資源としての可能性が示された（写真 13）。

（２） 課題

① 政庁の価値を理解する上での課題

・遺構の表現が抽象的であり、一般来訪者にとって歴史的価値や意義が伝わりにくい。
・建物が現存しないため、当時の景観を視覚的・体験的にイメージしにくく、理解を深めることが難しい（写真 14）。
・政庁の平面的な広がりは理解できるが、建物の高さや奥行き、それらが建ち並ぶ様子などの立体的・空間的スケール感を実感することが難しい。

② 政庁の利活用上の課題

・全国的に見て、観光地としての知名度・集客力は限定的である。
・平城宮跡や大宰府跡と比較して認知度が低く、修学旅行・歴史探訪の目的地として選ばれにくい。
・見学者のための休憩場所や滞在施設が少なく、長時間の滞在が難しい。

写真 14　政庁正殿

・案内サービスや飲食、物販などの受け入れ環境が整備されておらず、多様化する来訪者ニーズへの対応が遅れている。
・散策ルートや見学動線は一定程度整備されてきているが、移動手段や回遊性に未だ課題がある。
・政庁跡に人を引きつけるような仕掛けや体験型コンテンツが不足している。
・周辺の観光資源や宿泊事業者との連携が薄く、夜間や早朝の滞在を促すプログラムが不足しているため、滞在時間の延長や経済波及効果が限定的である。
・案内ガイドの高齢化が進む一方で、外国人観光客への対応や、多賀城の歴史・自然を多角的に解説できる専門知識を持った人材の育成が不十分である。
・多賀城市民は 1300 年記念事業でシビックプライドが一定程度醸成されたが、若年層の間では史跡への認知・関心が低い傾向が認められ、地域資源としての活用が進みにくい。

③　政庁復元における学術的・技術的課題

・これまで政庁の復元に関する検討は、昭和・平成期に展示模型の作成を目的として行われたものであり、近年の研究成果が十分に反映されていない。
・ヴェニス憲章（1964）や世界遺産条約履行のための作業指針（2019）等においては真正性が強く求められることから、これらを踏まえつつ、同時代の現存する他の建造物や発掘遺構との比較研究、新たな発掘成果に基づく再検討が必要である。
・実際の復元にあたっては、建築工法や使用材料の選定、文化財としての整合性の確保など、慎重な技術的検討が必要である。
・現存する遺構の保存や歴史的景観の保全と、現代的な施設整備とをいかに両立させるか、慎重な検討が必要である。

4　政庁復元整備の意義と目的

（1）　政庁復元整備の意義

多賀城跡は、奈良・平安時代に陸奥国の国府が置かれた歴史的拠点であり、東北地方における政治・軍事・文化の中心地として重要な役割を果たした広大な史跡である。現在は「多賀城跡附寺跡」として特別史跡の指定を受けており、その広大な範囲には、政庁跡や実務を担った役所跡、寺院跡、築地塀跡など多様な遺構が存在している。その中でも、特

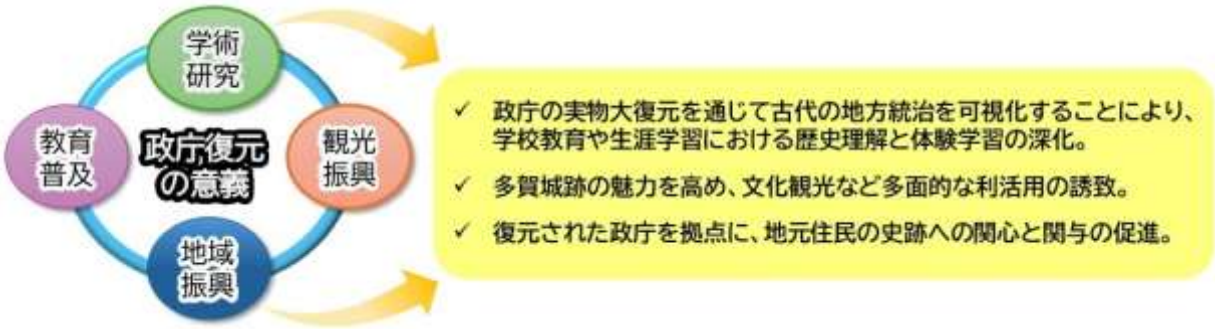

図 11　政庁復元の意義と目的

に政庁を復元することには、歴史的・学術的、教育的、観光振興や地域振興の側面で大きな意義があると考える（図 11）。

① 歴史的・学術的意義

政庁は、奈良・平安時代の中央政権と東北地方を結ぶ地方行政の中枢として、政治的意思決定や政務が実際に行われた場所である。政庁復元は、当時の行政制度や政治の実態を具体的に理解し、歴史的空間を体験する上で非常に有効な手段である。

また、発掘調査や文献研究に基づいて行われる復元検討は、当時の建築技術や政治・儀礼文化・権力の象徴としての空間構成の解明に資する学術的意義を持つ。復元に際して行われる厳格な科学的考証の過程そのものが、古代建築技術や空間構成の解明に資するものであり、歴史学や考古学、建築史学等の発展にも大きく貢献するものである。さらに、この過程で得られた学術的知見を広く県民へ還元する視点も必須である。

② 教育的意義

政庁の復元は歴史教育において大きな価値を有する。実際の建物を目のあたりにすることで、政庁の規模や構造を具体的に理解できるだけでなく、写真や図面では伝わりにくい荘厳さを体験することが可能となる。特に子どもたちにとって、生きた歴史教材としての役割を果たし、歴史への関心と理解を深めるきっかけとなる点で教育的意義は極めて大きい。加えて、生涯学習の場として幅広い世代に歴史教育の機会を提供できる点でも大きな意義がある。

③ 観光振興的意義

多賀城跡は学術上の価値が特に高く、我が国の文化の象徴たるものとして特別史跡に指定されているものの、その広大さや遺構の抽象性のゆえに、一般の観光客には価値を理解しづらい側面があることも否めない。政庁の建物を復元することにより、視覚的にわかりやすい見学拠点が形成され、歴史を体感できる場として観光の核となることが期待される。

これにより、集客力が高まり、地域全体の観光振興が促進されるほか、復元政庁を中心とした歴史イベントや体験型プログラムの展開によって観光資源が多様化し、地元経済や関連産業の活性化にも寄与すると考えられる。

④ 地域振興的意義

政庁の復元は、地域住民にとっても郷土の歴史を視覚的に再認識する機会となり、地域への誇りと愛着を深めるものである。文化財が具体的なかたちで甦ることにより、地域アイデンティティの醸成が促され、コミュニティの結束や史跡保護への参加意識も一層高まることが創建 1300 年を契機とした諸活動でも明らかになった。

さらに復元政庁を核とした地域イベントや交流の場は、地元住民と訪問者の新たなつながりを生み出し、地域文化の振興とともに、持続可能な地域づくりに資する重要な契機となる。

このように、多賀城政庁の復元は、古代東北の政治の中心を具体的に再現する取組み

の中で、歴史の実態解明や学術研究に貢献するものであるとともに、体験学習の場として活用され、歴史理解を深める機会の提供が可能となる。また、観光資源としての魅力を高め、地域経済の活性化にもつながる。

（２） 政庁復元整備の目的

多賀城跡においては、これまで 50 年以上に渡って整備事業を実施し、政庁地区をはじめいくつかの地区で建物跡の平面表示等を実施してきた。近年では、外郭南門の立体復元や政庁南大路・城前官衙の整備が行われたものの、多賀城の中枢である政庁の復元については実現に至っておらず、古代の多賀城を実感できる歴史的空間の整備は、未だに不十分な状況である。

このような状況と、復元整備の意義を踏まえ、復元整備の目的を以下の３点として、取り組みを促進する。

【政庁復元整備の目的】

１　政庁の実物大復元を通じて古代の地方統治空間を可視化することにより、学校教育や生涯学習における歴史理解と体験学習の深化に資する。

２　歴史的空間の再現により、多賀城跡の魅力を飛躍的に高め、県内全域の歴史・文化ストーリーを繋ぐ「ハブ（結節点）」および「ゲートウェイ（入口）」としての機能を強化し、広域観光（文化観光）の促進や多面的な利活用の誘致に資する。

３　復元された政庁を拠点に県民参加型のイベントや学習活動が可能となり、地元住民の史跡への関心と関与の促進に資する。

５　多賀城政庁跡の目指すべき姿

（１） 基本理念

古代東北の政治・文化の中心であった多賀城の中枢部・政庁の往時の姿を体感し、親しむことができる場として復元整備を進め、その歴史的価値を伝えるとともに、多様な主体による学びと交流を育む歴史探求の拠点を目指す。

（２） 復元整備の表現時期

昭和 45 年度（1970）から実施している多賀城跡環境整備事業では、政庁や南門、政庁南大路や城前地区官衙など、政庁から南門に至る一帯の整備において、来訪者に多賀城跡

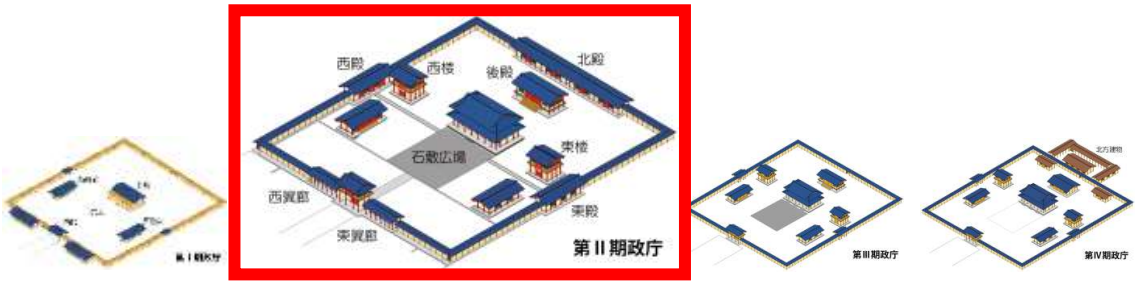

図 12　第Ⅱ期政庁

の歴史的価値と特性が実感できるよう、多賀城が最も機能と荘厳さを備えていた第Ⅱ期（天平宝字６年〔762〕～宝亀 11 年〔780〕；奈良時代）の姿を表現時期としてきた。

政庁の復元整備においても、これまでの整備との整合を図り、政庁を中心とする地区の特性を来訪者に効果的に伝えるため、その方針を引き継いで、遺構の表現時期は第Ⅱ期とする方向で検討を進める（図 12）。なお、他時期（第Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ期）については、来訪者が多賀城政庁の歴史的変遷について理解を深められるようにするため、最新のデジタル技術の活用や解説板の充実等を検討する。

（３） 復元整備の対象遺構

復元整備の意義及び目的に示したとおり、政庁は複数の建物で構成される古代の統治空間であり、その歴史的・学術的価値及び空間構成を来訪者が立体的に理解し、実感できるようにすることを復元整備の目的とする。このため、復元整備の対象は、発掘調査により確認されている第Ⅱ期の政庁空間を構成していた建物や築地塀、石敷広場、石組溝など全ての遺構とし、これらを一体的に復元整備することが望ましい（写真 15）。

（４） 復元整備の基本方針

① 遺構の確実な保存を最優先とする

地上に表れている遺構に加え、地下に埋蔵されている遺構も含めて、それらのすべて

写真 15　政庁復元模型

写真 16　外郭南門

写真 17　城前官衙構造復元建物

を損なわないよう適切な保存措置を講じ、歴史的価値を保ちながら復元整備を行うことが必要である。

② 学術的根拠に基づく整備とする

計画、設計、施工の各段階において、考古学、歴史学、建築史学等の調査研究成果や関連する史資料を網羅的に収集し、学術的な根拠に基づく厳正な検討を行った上で、当時の建物と空間の歴史的特徴を正しく再現することに努める。

③ 伝統的な材料・工法を基本としつつ、安全性・耐久性に配慮する

学術的根拠に基づいた本来の材料や工法で整備を進めることを基本とし、強度や安全性、耐久性等の確保が必要な場合には、首里城の火災等の教訓を踏まえた防災技術や現代的な材料・工法を適切に併用することを検討する（写真 16・17）。

④ 段階的かつ公開性の高い整備を進める

今後の調査、設計、施工の状況や、予算措置等の事業執行上の課題を踏まえ、整備は段階的に進めることを想定する。また、進捗に応じて工事の公開や情報発信を行い、地域住民や来訪者との理解と協働を深める。

⑤ 快適で知的好奇心を喚起する場に整える

史跡の歴史的・文化的価値を損なわないように配慮しつつ、見学動線や休憩空間の設定や、管理・活用に必要となるインフラ（電気・給排水設備等）の整備など、来訪者が快適に利用できる環境を整えることが期待される。

6 整備のすすめ方

本事業の推進にあたっては、多賀城市が策定する保存活用計画及び宮城県が策定する整備基本計画に本方針を位置付け、その上で、有識者委員会を設置し、学術的知見に基づく政庁復元整備基本計画の策定および基本設計の実施が見込まれる。これらの内容については、文化庁の復元検討委員会における審議を受け、復元根拠の学術的妥当性と、史跡の現状変更の正当性を確保した上で、復元整備を進めることが必要となる。

整備の実施にあたっては、建物ごとに復元根拠となる史資料が異なることに加え、適宜、文化庁や関係機関との協議が必要となることから、事業期間が長期に及び、多額の事業費となることが想定される。このため、事業の確実かつ計画的な推進を図る観点から、段階的な整備工程を設定するものとする。工事着手については、政庁における行政実務や重要儀式の中核となった正殿から開始し、復元整備の象徴的段階として位置付ける。あわせて、整備の工程を適切に公開することにより、事業内容及び進捗状況の可視化を図る。

また、整備の各段階において、地域住民や県民の理解を得ながらシビックプライドの醸成を図るとともに、地域住民や県民が参画できる仕組みを構築し、事業への理解と支持を得ながら、復元整備事業を計画的かつ着実に推進するものとする（図 13）。

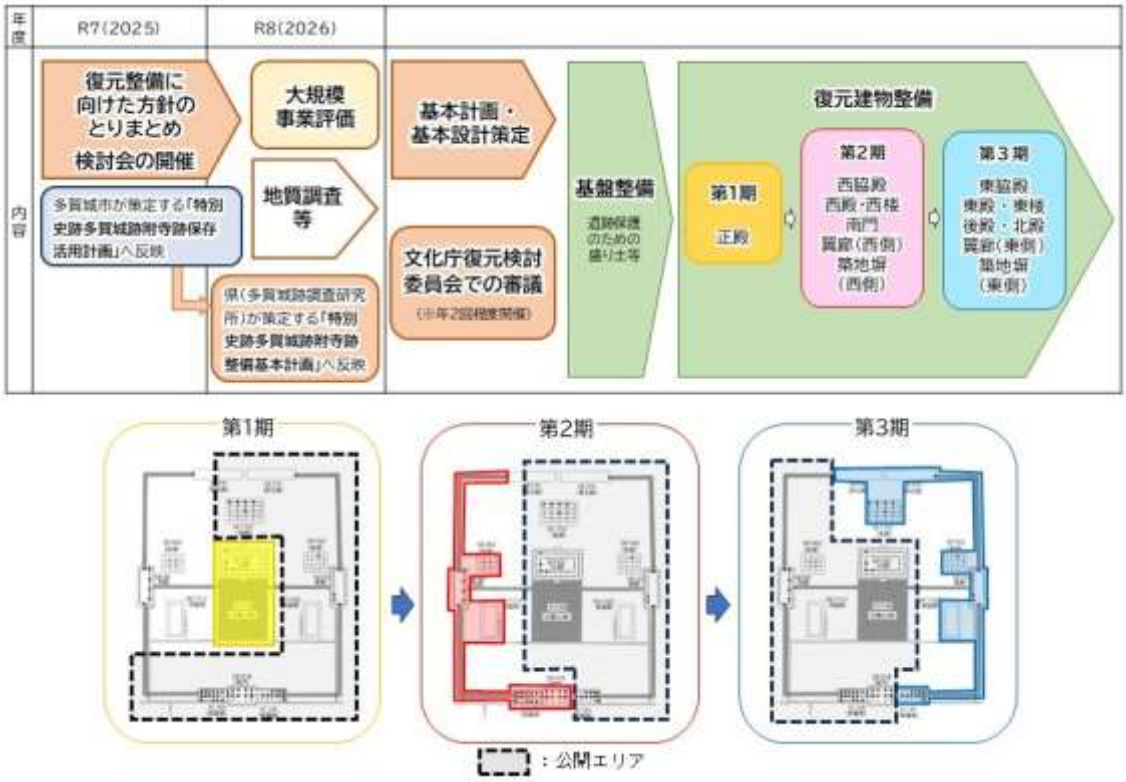

図 13　復元整備のスケジュール

7　活用の方向性

【政庁跡】

① 復元建物内部の展示公開

整備する政庁の各建物は、学術的な考察に基づいた復元を行い、古代空間を再現することで「空間展示機能」を持たせる。また、それぞれの建物で行われた政務、儀礼、饗宴を分かりやすく伝える展示空間の創出を目指す。

併せて、政庁さらには多賀城全体の歴史的・文化的な役割や機能の理解に資するため、内部を利用した「情報展示機能」を充実させる（写真 18）。

これら機能を備えるにあたり、外国人観光客など多様な来場者が親しみやすく、安全で快適に利用できるよう、多言語による解説・案内、バリアフリーへの配慮を可能な限り行うこととする。

写真 18　展示例

② 復元整備過程の情報発信

「6　整備のすすめ方」のとおり、復元整備工事を魅力的な観光・教育コンテンツとして情報発信するため、他の復元整備事例などを参考に常設の現場

公開方法について検討する（写真 19）。さらに、後世への継承のため、復元整備過程を記録・保存し、公開・活用する手法も検討する。

③　政庁での体験･学習機会の創出

整備する建物を「五感で体感する教材」と位置付けるとともに、創造的な社会学習の場として、効果的な体験・学習機会の創出に努める（写真 20）。また、東北歴史博物館の展示や体験プログラムと政庁復元空間での体験を連動させ、史跡と博物館それぞれのリソースを活用しながら、多角的に歴史を学ぶ機会を提供する。これにより、過去を体験的かつ立体的に理解できる教材として、学校教育における探究的な学習の質を高めるとともに、未来を担う人材の育成と郷土への愛着と誇りの醸成を促進する。

【政庁跡を含む多賀城跡全域およびその周辺】

④　史跡のゲートウェイ･ハブ機能の強化

政庁復元と併行し、東北歴史博物館においては、最新技術を導入した体験型・多面的な展示や案内を整備するなど、スマートミュージアム実現に向けた先進的な取組推進を検討し、ゲートウェイとして機能させる。また、史跡巡りに供するデジタルデバイスの運用やモビリティサービスの検討を進め、多賀城が有する歴史的価値を基軸に、県内他地域の関連史跡や歴史遺産を繋ぐ「広域連携ストーリー型周遊ルート」の構築を推進し、多賀城を起点として県内全域、ひいては東北全域へ観光客を誘導するハブ機能を強化する（写真 21・22）。

写真 19　首里城における復元整備の公開

写真 20　政庁南大路での活用例

写真 21　ＶＲミュージアム

写真 22　シアター「多賀城炎上」

⑤　体験共創型の史跡への転換

政庁復元整備事業を契機として、多賀城跡を「見るだけの場所」から「体験を共創する場所」に転換するため、文化財の保存・活用の基本を厳守しつつ、広く多様な意見を取り入れながら活用手法を検討するとともに、様々な活用方法に対応するため、史跡の近傍地における観光受け入れ施設の在り方についても検討する。

また、企画・検討のプロセスから地域住民や県民が主体的に関わることで、日常的に親しみ、誇りとなる史跡づくりを進める。さらに、郷土に対する愛着を高めつつ、地域の歴史や文化を理解し、来訪者にその魅力を伝える史跡ガイドを育成することを通じて、地域の文化遺産を活用した教育や観光の質を向上させる。

8　推進体制

多賀城跡は、多賀城市が史跡の管理団体として管理を行い、宮城県が調査及び整備を担っており、政庁復元整備も基本的にはこれまでと同様の役割分担で事業を進めることとするが、史跡の保存と活用を一体的に推進していくためには、保存を前提とした活用を通じて、持続的な管理運営につなげていく視点が重要である。このため、政庁復元整備にあたっては、宮城県及び多賀城市の行政内部の横断的連携に加え、民間事業者や県民等とのパートナーシップを構築していく必要がある。特に、地域住民が主体となる組織等との連携を緊密にし、地域と一体となった推進体制を整える。その上で、多賀城跡のみならず、その周辺を含めた地域振興や観光活用との連動を視野に入れつつ、官民の多様な主体が参画・連携する体制の構築や、多様な資金の確保・活用の仕組みなどについて検討を進める。

なお、管理運営は、政庁に限定することなく、多賀城跡全体を対象とした一体的な体制で行うことが望ましいことから、これを前提として、今後具体的な在り方について検討を行うものとする。

覚　　書

多賀城市（以下「甲」という）と宮城県（以下「乙」という）とは、特別史跡多賀城跡附寺跡の維持・管理について次の条項により覚書を締結する。

第１条．乙は、乙の負担により特別史跡多賀城跡附寺跡地内の市有地及び甲が管理する国有地において、必要に応じて史跡を保存整備し厩殿等を設置する。

第２条．甲は乙が保存整備した土地及び乙が設置した厩殿等の経常的維持管理を行うものとし、大規模な補修等については、その都度甲・乙協議の上決定する。

第３条．この覚書に定められた事項について、将来疑義又は、改訂の必要が生じたときは、その都度甲・乙協議して定める。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上各自その１通を所持する。

昭和60年４月１日

甲　　多賀城市長

伊　藤　喜一

乙　　宮城県教育委員会

教育長　　郷　古　康　郎

戦略1	魅力ある観光資源の創出

県内宿泊者数や滞在時間の増加、繁閑期の平準化を目指し、宮城が誇る「食」、「自然」、「歴史・文化」等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げ、旅行者の滞在期間中の満足度向上、リピーター化を推進するとともに、ナイトタイムコンテンツなどの滞在コンテンツ造成を推進します。

また、県内市町村、圏域単位での観光地域づくりに向け、市町村や観光関連事業者の創意工夫ある取組を推進します。

（１）地域色を活かした観光コンテンツの創出

現状認識

観光の交流人口拡大、消費額の向上の効果に着目し、全国の自治体が観光に力を入れているため、地域間競争が激化しており、観光地への誘客拡大には、その地域でしか体験できない観光コンテンツが必要となります。また、ナイトタイムエコノミーは、夜間の消費拡大を促し、経済の活性化につながるため、飲食や宿泊など様々な分野への波及効果が期待できます。

現在、本県では、国内外からの交流人口拡大を目指した効果的な観光振興施策を展開するため、地域観光関係者が一体となった観光振興の体制として、みやぎ観光振興会議を立ち上げ、地域の観光資源の魅力向上に資する施策等について意見交換等を行っています。地域資源を活用した創意工夫溢れるコンテンツの造成を推進するためには、みやぎ観光振興会議における意見交換を継続するとともに、財政面を含めた支援が必要です。

取組の方向性

〇地域資源を活用した観光コンテンツの発掘・磨き上げにより、市町村ごとの独自色を活かした観光地域づくりに取り組みます。

〇各地域が有する食、自然、伝統、季節等の魅力をテーマに応じて、有機的に連携した広域的なモデルルートを造成するなど、県全体の周遊向上を図ります。

〇観光需要の波を平準化し、通年観光を目指すために、閑散期（特に、観光客入込数が減少するグリーンシーズン、冬期）における観光コンテンツの造成を推進します。

〇宿泊者数の増加や消費額の高い「夜の滞在」を促すために、ナイトタイムコンテンツの造成を推進します。

TAGAJO YOGOTO（多賀城創建 1300 年記念）の様子

仙台圏域

（仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村）

～～東北・宮城のゲートウェイ機能を活かした周遊性に優れた観光地づくり～～

仙台圏域の概要

○　仙台圏域は、県の中央に位置し、杜の都・仙台と日本三景・松島を有するエリアで、太平洋と奥羽山脈に囲まれた仙台平野が広がり、「海・山・大地」の自然に恵まれている。県内最大数となる１４の市町村が所在し、県全体に占める面積は約２割、人口は約７割に及ぶ。

○　東北・宮城のゲートウェイとなる仙台国際空港や JR 仙台駅、仙台塩釜港等を有し、道路、鉄路、海路及び空路のすべてに及ぶ交通インフラが整備されており、東北・宮城における広域周遊観光拠点としての利便性や機能を備えている。

○　趣向を凝らした豪華絢爛な笹飾りの『仙台七夕まつり』や、ケヤキ並木が彩られ幻想的な世界をつくりだす仙台の冬の風物詩『SENDAI 光のページェント』など、四季折々のお祭りや各種イベントも満載で、はらこ飯やほっき飯等の四季折々の郷土料理や、日本酒・ビール・ワイン・ウイスキー等の多彩な酒造メーカーも集積し、インバウンドや首都圏からの観光客に多彩なコンテンツの提供とともに多様な楽しみ方を提供できる圏域である。

圏域の観光の現状・課題

①　周遊観光の促進と宿泊を伴う滞在期間の延長

圏域には国内外からの観光客のゲートウェイとなる仙台国際空港やＪＲ仙台駅、仙台塩釜港、高速道路網が整備されており利便性に優れているものの、一部の観光地に観光客が集中する傾向があることや、日帰り観光客が多いため、滞在期間や宿泊日数の延長に向けた観光コンテンツの充実や圏域内の周遊促進に向けた取組が課題である。

②　情報発信力の強化と国内外からの誘客促進

観光情報については、幅広い世代で利用が進んでいる SNS を活用した情報発信を進めているものの、市町村単位での発信が多いことやターゲットの設定が弱いことなど、効果的な情報発信が十分にできていない。国内外から訪れる観光客の多様なニーズに沿った情報の発信力の強化が課題である。

③　持続可能な観光地づくり

持続可能な観光地づくりに向けて、観光産業に携わる人材不足対策が急務となっている。また、地元産品やサービスの付加価値を高める必要性や、観光資源の更なる掘り起こしにより、年間を通じて安定的な収益を確保する取り組みが必要である。

圏域の施策の方向性及び取組

＜計画期間で対応が必要な取組＞

① 圏域周遊観光の推進と宿泊者数の拡大に向けて

東北・宮城のゲートウェイ機能を有している優位性を活かし、国内観光客やインバウンド客にとって魅力的な圏域内の周遊観光を提供する。

○ まだ知られていない圏域の魅力的なマイクロツーリズムの掘り起こしや、磨き上げを継続するとともに、宿泊者数の拡大に向けて、多様な体験型観光コンテンツや、文化的並びに伝統的観光スポット、更なる需要が見込まれるナイトタイムコンテンツ及びモーニングタイムコンテンツ、人気アニメの聖地巡礼のようなコンテンツツーリズム、当圏域ならではの食や酒を巡るフードツーリズム等を組み合わせることにより、テーマ性や多彩な地域資源にストーリー性を持たせた宿泊を伴う観光ルートを造成する。

○ 教育旅行については、宿泊者数の拡大につながるとともに、来訪した若い世代が将来にわたり、当圏域に再来訪するための誘客施策として効果的であることから、圏域特有の学習テーマの設定や周遊ルート、体験型コンテンツ等の造成を図るなど取組を推進する。

② 情報発信力の強化と国内外からの誘客促進に向けて

国内外からの新規観光客やリピーター獲得に向け、観光客のニーズや嗜好の把握に努めるとともに、SNS や動画コンテンツ等を効果的に活用しながら、圏域観光の魅力を発信する。なお、発信にあたっては、圏域市町村間の連携の強化を図るとともに、仙山交流のネットワークを活かして、発信内容の多様性、発信頻度向上を図る。

③ 持続可能な観光地づくりに向けて

観光人材不足に対応した DX 化や、地域の特色を活かした高付加価値の観光コンテンツづくり、持続可能な観光地域づくりに関する研修会や情報交換会を観光関連事業者や行政関係者等に向けて開催するなど、圏域の観光人材育成の支援を推進する。

特色ある観光コンテンツ

多賀城南門
（多賀城市）

2024 年、創建 1300 年の節目の年に完成。古代東北の政治・文化の中心として繁栄した「多賀城」

金蛇水神社
（岩沼市）

金蛇大神を御祭神とする水神信仰の霊場。宵詣ライトアップや季節の花、カフェなども楽しめる。

SENDAI ルミナクト
（仙台市）

夜の熱気球体験やプロジェクションマッピングなどの青葉山の自然景観を活用したナイトイベント。

アニメ モニュメント
（仙台市）

当圏域にゆかりのあるアニメ・漫画作品の関連施設やモニュメントには、多くの人が訪れている。

多賀城創建１３００年記念事業の終了報告について

これまで多賀城創建１３００年記念事業として、多賀城創建１３００年記念事業実行委員会及び同実行委員会構成団体がそれぞれ実施してきた企画、イベント等に関して、令和７年３月３１日をもって終了したことから、令和３年度から令和６年度までの総参加者数、経済効果（推計）等については、下記のとおり報告します。

なお、同年５月２０日をもって同実行員会は解散しました。

【事業総参加者数・経済効果（推計）】

年度	参加者数（名）	経済効果（億円）
令和3年度	72,318	
令和4年度	43,017	
令和5年度	154,790	
令和6年度	268,936	
計	539,061 計画値: 500,000	90.41 計画値: 85.02

【参考】①多賀城創建１３００年に関する認知度について

指標	結果	分析等
参加者数	539,061名	各種指標の結果から、市民はもとより多くの方々に多賀城創建1300年の記念すべき年を迎えたことが認知される結果となった。また、古代米プロジェクトに参加した市内5年生全児童への『今年はどんな年？』という、問いかけに、『多賀城創建1300年』と声をそろえて返事がなされたことに、その成果が象徴的に表れていた。 加えて、『東北流行語大賞2024』を受賞するといった波及効果も生まれ、市内はもとより宮城県内、東北各県においても認知される結果となった。
メディア掲載数	765件	
HPアクセス数	398,301ページビュー	
SNSフォロワー数 (Instagram、X、Facebook)	8,011名	
ガイドブック配布数	80,000部	
企業版 ふるさと納税額	40,300千円	

【参考】②シビックプライドの醸成について

指標	結果	分析等
新たな一歩を踏み出す意識が高まった参加者割合	74.4%	各種指標結果から、市民が多賀城を誇りに思う気持ち（シビックプライド）は、創建1300年事業に参加し、又はサポート活動に参画したことを通して、醸成されたことがうかがえる。 また、1300年サポーターの後継となる「多賀城みらい創造クルー」に、引き続き689名の市民等が登録していることから、醸成されたシビックプライドが新たなまちづくりの一歩に繋がっている。1300年の取組を通して育まれた思いが未来へとつながる結果となった。
多賀城らしさを感じる市民割合（R2→R6）	+7.7ポイント	
1300年サポーターイベント支援活動者数(延べ数)	249名	
1300年サポーター登録者数(継続者数)（R7.3.31登録者数）	689名（690名）	

【参考】③スプリングボードとしての波及について

指標	結果	分析等
経済効果（試算）	90.41億円	創建1300年記念事業による経済効果が90億円を超える試算となって、当初想定値を超える波及が市内はもとより宮城県内にもたらされたものと推察される。 また、1,000を超える関係者・関係団体による1300年関連の商品開発や連携したイベント等が創出されたことからも、これからの地域活性化のスプリングボードとなった。 なお、御城印の配布総数が13,000枚を超え、「多賀城」に加え、「払田柵（秋田県大仙市）」でも継続して販売されている状況からも、広域的な波及効果を生み出す結果ともなった。
1300年事業関係者・団体数	1,145件	
御城印配布数	13,306枚	

別記様式第１号（第12第２項(1)関係）

ＰＰＰ・ＰＦＩ検討調書

令和８年５月２５日作成

部局課室名	教育庁文化財課 保存活用班　技術主査　高橋　透	
事業の名称	多賀城政庁復元整備事業（新規・建替・運営権）	
事業の目的	多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。	
スケジュール	令和　９～１０年度：基本計画・基本設計策定 令和１１～１２年度：基盤整備（遺跡保護のための盛土等） 令和１３～３０年度：建物復元整備 令和３１年度：供用開始予定	
用地関係	【予定地】	多賀城市市川城前
	【用地確保】	国有地及び市有地
	【敷地面積】	１０，０００㎡
	【計画上の規制】	規制区域　市街化調整区域 用途 建坪率 容積率 その他
整備等費用	事業規模	延べ床面積　１，５０６㎡　　造成面積　１０，０００㎡
	建設費	調査費　０百万円 設計費　２，０００百万円 建設費　８，１００百万円 その他（用地費、負担金等）　０百万円 合計　１０，１００百万円
運営等費用（※事業期間１４年間）	人件費	百万円
	大規模修繕費	百万円
	諸税公課	百万円
	その他	百万円
総事業費	１０，１００百万円	
補助制度の内容	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費 史跡などを保存・活用するため、保存整備や活用整備に対して補助金（原則補助率５０％）を交付する事業。	
その他		

【ＰＰＰ・ＰＦＩ事業とした場合の想定】（２以上の手法を選択した場合、各々の手法について本項目を作成のこと。）

採用する ＰＰＰ・ＰＦＩ手法 （第3関係）	ＢＴ方式（建設Build-移転-Transfer） 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。
事業形態 （＊ＰＦＩ手法を選択した場合）	サービス購入型 民間事業者は自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業形態である。
民間事業者の事業範囲	政庁の復元建物の設計・建設業務を想定している。
民間事業者の創意工夫	材料の安定的な確保と効率的な工程管理において、民間事業者が創意工夫できる余地がある。
事業用地の扱い	国有地及び市有地での事業であり、民間事業者には市有地の無償貸与が可能である。
事業期間	２０年 基盤整備から建物復元整備までの２０年を事業期間とする。
資金調達	民間金融機関からの融資
事業方式選定理由	１つの民間事業者が受注することで、長期間にわたる設計・建設コストを平準化できることから、ＢＴ方式を採用した。

ＰＰＰ・ＰＦＩ導入のメリット
○　歴史的建造物の復元は、学術的な検討により材料・工法が決定されるため、民間事業者が創意工夫を発揮する余地は極めて少ない。そのため、民間事業者のノウハウを活かせる点は、効率的な材料の確保、長期間の一括発注による建築を行う宮大工の繁忙期を避けた工期設定と工程管理など、建設における効率性の向上の部分に限られる。
ＰＰＰ・ＰＦＩ導入のデメリット
○　文化庁の諮問機関である文化審議会の示した「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」では、歴史的建造物の復元とは、今は失われ現位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画または整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の遺構に基づき、当時の規模・構造・形式等により、遺跡の直上に当該建築物を再現する行為とされる。復元整備にあたっては、まず考古、文献や建造物などの分野の有識者も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証できる体制を整備した上で、検討を行い、関係者間において合意が形成されていることとされ、当事業における建物復元もこれに則り実施する。 ○　建物復元は、発掘調査成果や文献史料、現存する古代の建造物を基に復元原案と基本設計を作成し、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会における厳正な審議を経て決定される。また、各建物の実施設計においても多賀城跡調査研究委員会での検討を要するため、設計や仕様に民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮する余地が極めて少ない。 ○　史跡における歴史的建造物の復元設計等を請け負うことができる民間事業者は、株式会社文化財

計画保存協会や公益財団法人文化財建造物保存技術協会など数社に限られ、事業者の競争性の確保が困難である。

国・自治体等の類似した事業でのＰＰＰ・ＰＦＩ導入事例
＊主要事例を２例以上、１例のみの場合は１例のみ記載のこと

文化庁及び日本ＰＰＰ・ＰＦＩ協会によれば、史跡内の建物復元整備にＰＦＩ手法を導入した事例はない。

参考として、史跡外におけるサービス施設整備事業や史跡の維持・管理においてＰＦＩ手法が導入された事例として、下記の例が挙げられる。これらは、民間事業者のノウハウが活かしやすい「史跡外の施設整備」を行うものであり、史跡内の建物復元を中心とする本事業とは事業内容が異なるものである。

１　勝連城周辺整備事業

①省庁、地方公共団体等の名称

沖縄県うるま市

②実施年度

実施方針公表日　　令和５年７月
優先交渉権者決定日　令和６年８月
契約締結日　　令和６年１２月

③事業規模

敷地面積：１２３，０００㎡
延床面積：２，６６９．９３㎡

④事業概要

勝連城跡の世界遺産としての価値を保全しつつ、勝連城跡一帯を文化・観光の拠点として位置づけ、文化・観光の振興を通して地域活性化に資する複合的な機能を集約させたエリアの創出を目指し、創造性に満ちた施策の展開による勝連城跡の活用を図る事業。

・勝連城跡事業（維持管理業務、運営業務）
・文化観光施設事業（設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務）

⑤事業費

提案価格　３，１７７百万円
契約価格　３，２５６百万円
※従来方式に対してＰＰＰ・ＰＦＩ手法を採用したことによる費用削減率は１８．５％。

⑥事業期間　１９年３ヵ月（施設整備３年３ヵ月　運営期間１６年）

２　お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業

①省庁、地方公共団体等の名称

京都府宇治市

②実施年度

実施方針公表日　　平成２７年６月
優先交渉権者決定日　平成２９年８月
契約締結日　　平成３０年７月

③事業規模

敷地面積：２３，６１４㎡

延床面積：２，２３７．９９㎡

④事業概要

国史跡宇治川太閤堤跡の保存活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的として整備する事業。

・史跡ゾーン（維持管理業務、運営業務）

・交流ゾーン（設計・建設・工事監理業務、維持管理業務、運営業務）

⑤事業費

提案価格　２，５３５百万円

契約価格　２，５３１百万円

※従来方式に対してＰＰＰ・ＰＦＩ手法を採用したことによる費用削減率は８．８％。

⑥事業期間　２０年（施設整備３年　運営期間１７年）

担当部局の結論

１　ＰＰＰ・ＰＦＩ手法で実施（一部実施を含む。）　　２　従来方式で実施　　３　その他

判断理由（詳細に記載のこと。）

１　定量的な検討結果

○　ＰＦＩ手法の導入を適否する判断基準として、ＶＦＭ（Value for Money）が得られることが必要である。

○　ＶＦＭとは、ＰＦＩの最も重要な概念であり、「同一水準のサービスを、より低いコストで提供する。」あるいは、「支払（税金）に対して最も価値の高いサービスを提供する。」という考え方である。

○　ＶＦＭ の分析にあたっては、「宮城県ＰＰＰ・ＰＦＩ活用ガイドライン」に基づき、内閣府作成のＶＦＭ簡易計算ソフトを使用し、前提条件はＰＰＰ・ＰＦＩ手法導入優先的検討規程策定・運用の手引き（内閣府）及びＶＦＭ簡易計算ソフトで示される規定値とした。なお、詳細は次のとおり。

（１）ＶＦＭの検討条件

①施設整備費用

○　従来方式では、近年実施された復元事例の実績等を参考に算出した。

○　ＰＦＩ手法（ＢＴ方式）では、規定値により従来方式に比べ１０％削減できるものとして試算した。

②資金調達費用

○　従来方式では、資金調達は「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費」と起債及び一般財源を想定。金利上昇が続く近年の状況を踏まえ、起債の利率は県債（２０年債）の直近の利率（令和７年発行）２．６％を採用した。

○　調達する資金の借入利率（基準金利）は、ＶＦＭ簡易計算ソフトに示される前提条件入力方法に従い、２．６％に、上乗せ金利（スプレッド）として０．５％を加えた年利３．１％を採用した。

③割引率

○　ＶＦＭ簡易計算ソフトに示される前提条件入力方法に従い、事業期間２０年と同年数の２０年物国債利回りの過去３年間の平均値である２．０％とした。

なお、近年の急激な金利上昇を踏まえ、過去の低金利時代の数値に過度な影響を受けることを避けるため、過去３年間の平均値としたもの。

（２）ＶＦＭの検討結果

①　ＶＦＭ

○　従来方式に対するＰＦＩ手法のＶＦＭは、▲１，９２２百万円（削減率▲２３．５％）となり、ＰＦＩ導入効果が発現されない。

②リスク

○　民間事業者は歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費による補助を受けることができず、民間事業者が資金の全額を金融機関からの融資により確保する必要があり、金利が上昇した際のコスト増の影響が大きい。なお、今年度補助要項が改正された「高付加価値化された文化財の改修・整備促進事業費」では、補助上限が特に設定されておらず、補助額が大きいと見込まれる。

○　事業が大規模かつ長期間になるため、大規模災害、物価上昇、需要変動など不確実な事由による事業者の経営リスクがある。

２　定性的な検討結果

○　建物復元は、多賀城跡調査研究委員会や文化庁の復元検討委員会において学術的な根拠に基づき、設計・建設方法が決定されることから、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮する余地が極めて少なく、ＰＦＩ手法の最大のメリットである民間による創意工夫が発揮される余地が極めて少ない。

○　事業者が限られ、競争性の確保が極めて困難である。

○　民間事業者の創意工夫は、材料調達方法や工程管理に限定される。

３　結論

○　定性的な検討の結果、建物復元は、学術的な根拠に基づき設計・建設方法が決定されるため民間事業者の創意工夫の余地が極めて少ないこと、請け負える事業者が限られ競争性の確保が極めて困難であることから、ＰＦＩ導入による大きな効果は期待できないと判断した。

○　定量的な検討の結果、１，９２２百万円（削減率▲２３．５％）とＰＦＩ導入効果は発現されないことから、定量的効果は期待できない。

○　上記の理由から、 総合的に考察した結果、 本事業については従来方式で実施すべき事業であると判断した。

○　なお、維持管理・運営については、史跡の保存と活用を一体的に推進していくため、持続的な管理運営につなげていく視点が重要であり、民間活力の導入のメリットを生かす観点から、早期に管理運営の在り方を検討する。

（注）定量評価表（別紙様式第２号）、関係資料（計画書、配置図等）を添付願います。

なお、ＰＰＰ・ＰＦＩ手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、別紙様式第２号に代わり、 その他評価表（別記様式第３号）を添付願います。

別記様式第２号（第12第２項(２)関係）

ＰＰＰ・ＰＦＩ簡易定量評価表

令和８年５月２５日作成

○事業手法の比較検討の前提条件　　【事業期間２０年　落札率１００％】

担当部局課室名			教育庁文化財課	
事業の名称			多賀城政庁復元検討事業（新規・建替・運営権）	
事業の目的			多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。	
予　定　地			多賀城市市川城前	
			従来型手法の費用等	ＰＰＰ・ＰＦＩ手法の費用等（ＢＴ方式）
前提条件等	事業期間	設計・建設	２０年	２０年
		維持管理	―	―
	施設面積（㎡）	復元建物	１，５０６㎡	１，５０６㎡
		計	１，５０６㎡	１，５０６㎡
整備等（運営等を除く。）費用			１０，１００百万	９，０９０百万
＜算出根拠＞			近年実施された復元事例の実績等を参考に算出。	従来型手法（落札率100%）より10.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの。
運営等費用			―	―
＜算出根拠＞			―	―
利用料金収入			―	―
＜算出根拠＞			―	―
資金調達費用			５５１百万	３，２４３百万
＜資金調達算出根拠＞	自己資金（一般財源）		６，０６０百万	１０百万
	起債		２，０２０百万	
		利率、償還方法等	金利　２．６％ 償還期間　２０年 支払方法等　元利均等償還	
	補助金		２，０２０百万	―
	市中銀行借入			９，０８０百万
		利率、償還方法等		金利　３．１％ 償還期間　２０年 支払方法等　元利均等償還
調査等費用			―	２５百万
＜算出根拠＞			従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託費用の想定
税金			―	３．０百万

＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率32.11%を乗じて算出
税引後損益	―	６．３百万
＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されていることを想定
合計	８，６３１百万	１２，３８４百万
合計（現在価値）	８，１９１百万	１０，１１３百万
財政支出削減額（削減率）		▲１，９２２百万 （▲２３．５％）
割引率	２．０％	２．０％

●県の財政負担額

（単位：百万円）

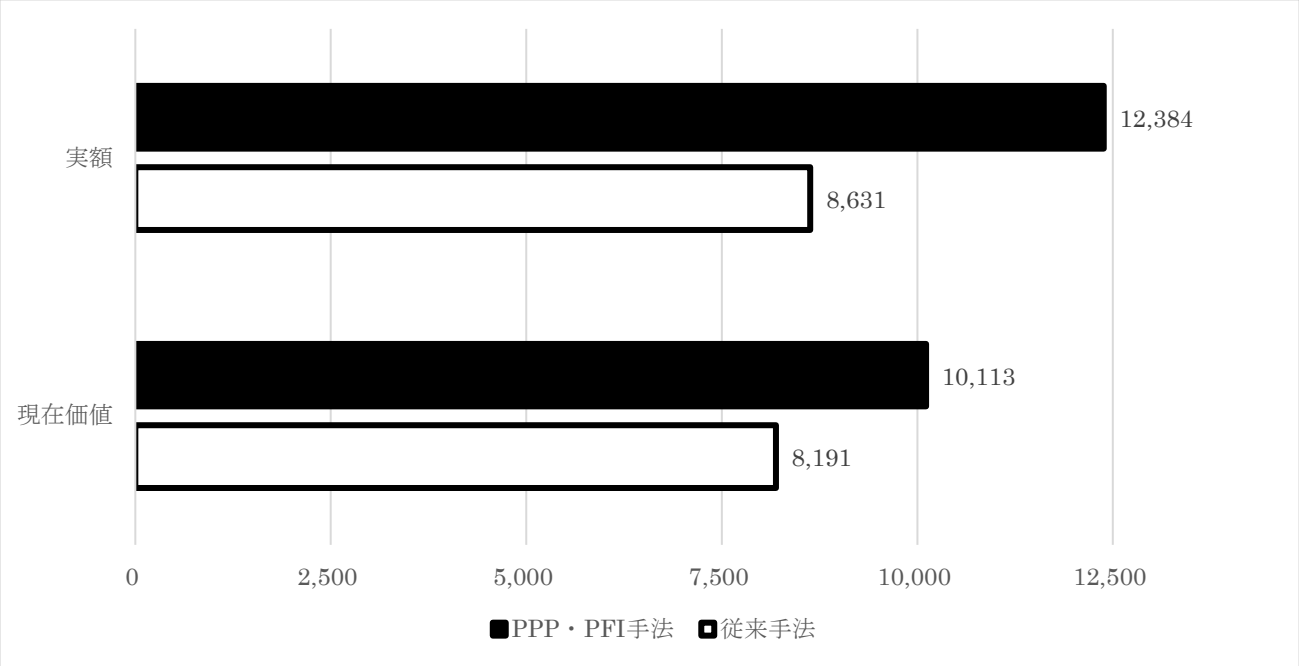

別記様式第２号（第12第２項(２)関係）

ＰＰＰ・ＰＦＩ簡易定量評価表

令和８年５月２５日作成

○事業手法の比較検討の前提条件　　【事業期間２０年　落札率９５．１％】

担当部局課室名			教育庁文化財課	
事業の名称			多賀城政庁復元検討事業（新規・建替・運営権）	
事業の目的			多賀城政庁は古代国家の統治体制を象徴する中枢施設であり、学術的・文化的価値が極めて高いが、現状では価値や構造を理解しにくく、その価値が来訪者に十分に伝わっていない。このため、本事業では政庁の建物配置や空間構成を復元整備し、往時のスケール感を体験できる場を創出することで、史跡の歴史的・学術的価値をわかりやすく伝え、教育・学習の場として活用を図るとともに、観光・地域振興に資することを目的として実施するものである。	
予　定　地			多賀城市市川城前	
			従来型手法の費用等	ＰＰＰ・ＰＦＩ手法の費用等（ＢＴ方式）
前提条件等	事業期間	設計・建設	２０年	２０年
		維持管理	―	―
	施設面積（㎡）	復元建物	１，５０６㎡	１，５０６㎡
		計	１，５０６㎡	１，５０６㎡
整備等（運営等を除く。）費用			９，６０５百万	８，６４４百万
＜算出根拠＞			近年実施された類似の復元事例の実績等を参考に算出。 ※落札率95.1%を適用	従来型手法（落札率95.1%）より10.0%削減した額に整備に係る諸経費を加算したもの。
運営等費用			―	―
＜算出根拠＞			―	―
利用料金収入			―	―
＜算出根拠＞			―	―
資金調達費用			５２４百万	３，０８４百万
＜資金調達算出根拠＞	自己資金（一般財源）		５，７６３百万	１０百万
	起債		１，９２１百万	
		利率、償還方法等	金利　２．６％ 償還期間　２０年 支払方法等　元利均等償還	
	補助金		１，９２１百万	―
	市中銀行借入			８，６３５百万
		利率、償還方法等		金利　３．１％ 償還期間　２０年 支払方法等　元利均等償還
調査等費用			―	２５百万
＜算出根拠＞			従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査等の費用及びその後の業務委託費用の想定
税金			―	３．０百万

＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率32.11%を乗じて算出
税引後損益	―	６．３百万
＜算出根拠＞	従来型手法の場合は想定せず	EIRRが5%以上確保されていることを想定
合計	８，２０８百万	１１，７５９百万
合計（現在価値）	７，７８９百万	９，６１８百万
財政支出削減額（削減率）		▲１，８２９百万 （▲２３．５％）
割引率	２．０％	２．０％

●県の財政負担額

（単位：百万円）

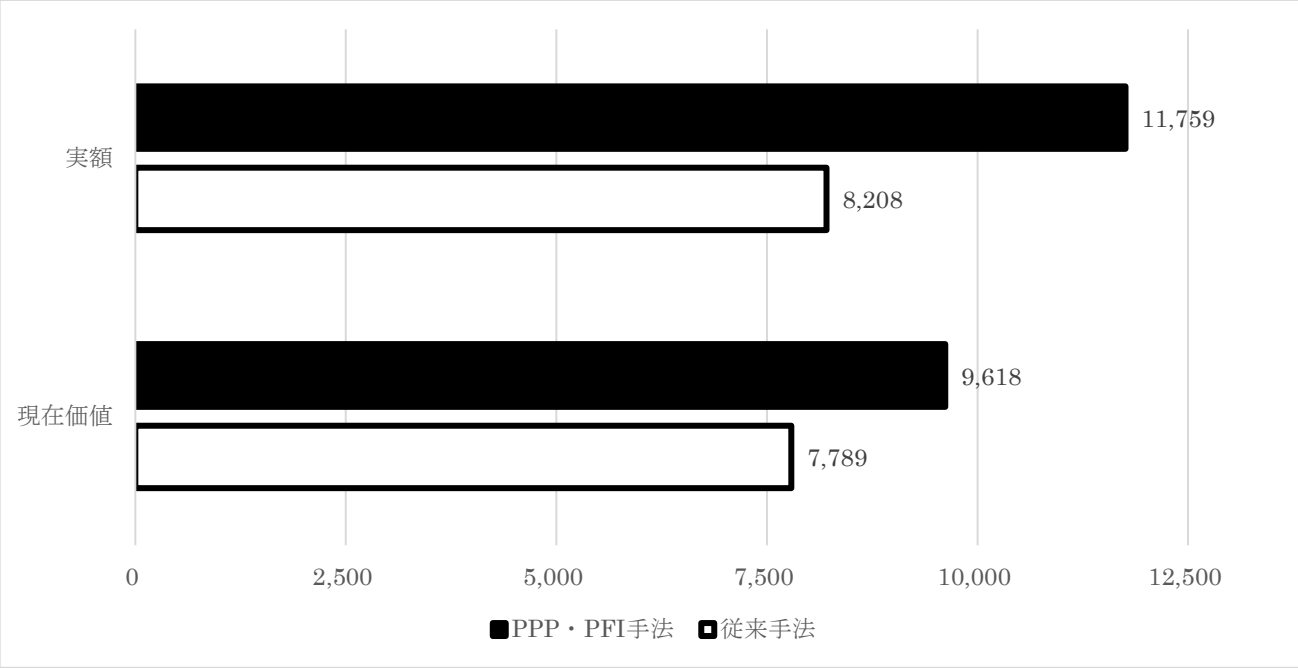

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令 和 2 年 4 月 1 7 日
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

Ⅰ．復元

1． 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

2． 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

（1） 基本的事項

ア．当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。

イ．当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。

ウ．復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。

エ．保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。

② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

（2） 技術的事項

ア． 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等

② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等

④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）

⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ．原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

（３） 配慮事項

ア．歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ．復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

Ⅱ．復元的整備

1．定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア．史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ．往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

２．基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、Ⅰ．２．（１）の基本的事項及び（３）の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

（1）手順

ア．保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること

② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること

③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること

④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ．当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ．復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ．Ⅰ．2．（2）技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

（2）留意事項

ア．往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ．往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ．復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること

エ．復元的整備後には、ア．又はイ．の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

③　水田風景を維持するため、古代米栽培などの体験学習や“田んぼアート”、冬鳥のねぐら、餌場としての“冬みず田んぼ（冬期湛水）”の場などとして利用するなど積極的な活用を検討する。

（３）地区ごとの基本方針

ａ．政庁地区

①　遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。

②　北部のサクラ類など既存樹木で、区域の良好な景観を形成しているものは現状維持を基本とし、必要に応じて間伐・整枝等の修景を行う。

③　北側の休憩案内施設・広場設置予定地については、来訪者の目を楽しませるべく、花卉や花木を織りまぜつつ、区域の空間的調和と緑陰形成、政庁及び市道市川線からの良好な景観形成のための植栽を行う。

④　正殿前のサクラは石敷広場の遺構保存への影響が懸念されるが、政庁の景観を形成してきた樹木でもあることから、これを伐採するか存置するかについては、当地区の植栽・管理計画を検討する際に有識者、一般の方々の意見を聞きながら方針を決定する。

ｂ．政庁南面地区

①　遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に遺構展示地区には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、区域外の民家・墓地との境界付近には、それらを遮蔽するために樹木を植栽する。

②　遺構保護園地地区である南西部の交差点の道路脇に生えるアカマツや政庁南大路西側のサクラ類など、既存樹木で区域の良好な景観を形成しているもの、ランドマークとして機能しているものは現状維持とし、政庁地区に設けられたビューポイントからの眺望を確保するため、間伐や整枝、下草刈りなど積極的な管理を行う。特に、城前地区への眺望の確保に努める。区域の北西側境界には、民家のプライバシー保護と眺望景観の確保のための植栽を行う。

③　当時から湿地であったと考えられる鴻の池地区は、必要に応じて湿性植物による修景を行う。

ｃ．南門地区

①　市道水入線から北側は、名勝『おくのほそ道の風景地　壺碑』の指定範囲でもあり、遺構表現によって創出する歴史的景観を乱さぬよう、基本的に区域内には新たな樹木の植栽は行わないこととする。ただし、歴史的建造物の復元事業等が本格化した場合には、古代多賀城としての整備と名勝景観との調和を図るための植栽計画を作成し、適宜樹木の伐採・植栽を行う。

②　東部のアカマツ林は名勝『おくのほそ道の風景地　壺碑』の構成要素として評価され

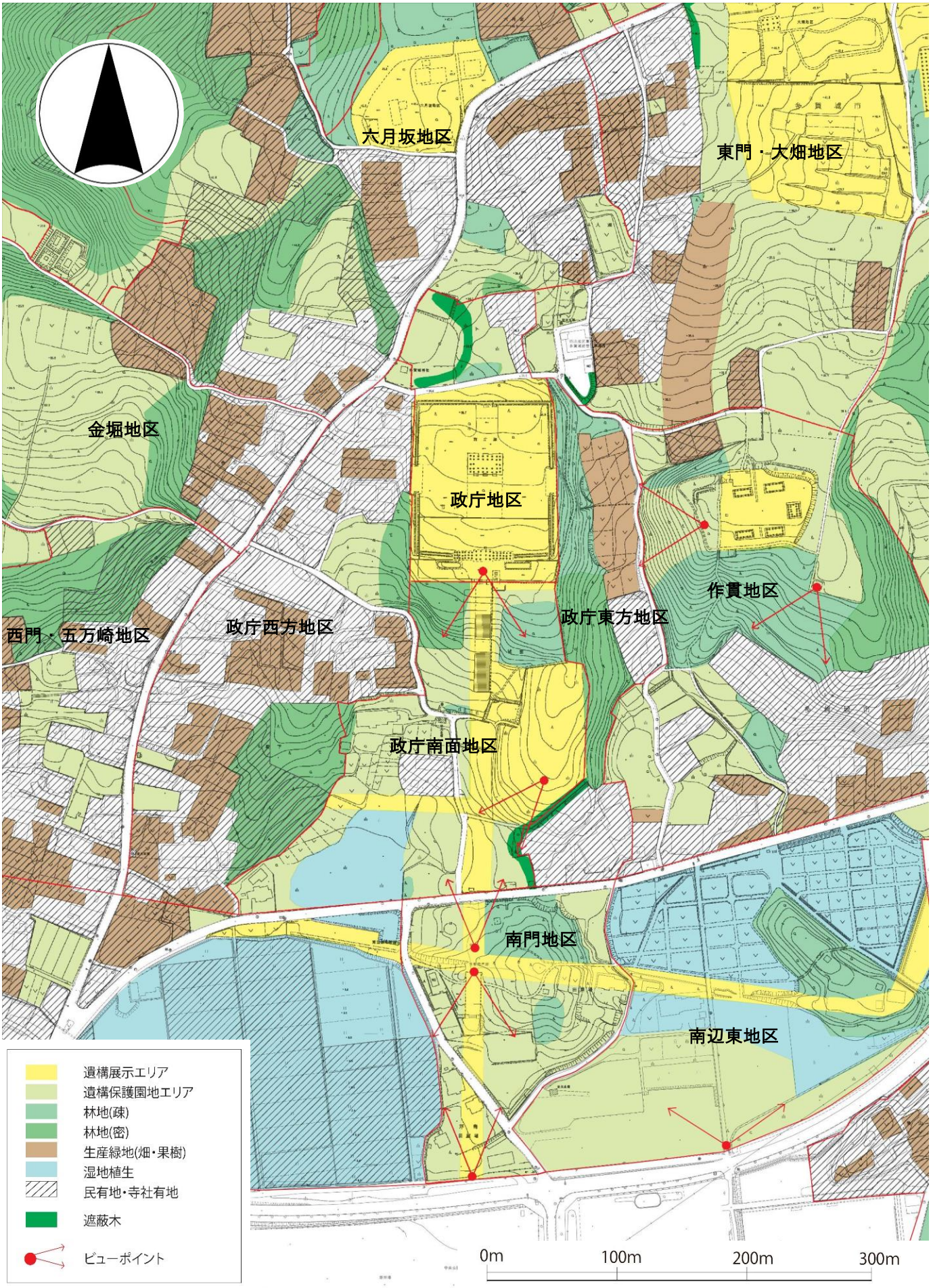

図 13　多賀城跡緑化修景基本方針図（多賀城跡中央部）